

令和2年第4回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 令和2年12月 2日 午前10:00

○散 会 午後 3:34

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
4番 瓜 生 望	6番 佐 藤 敏 雄	7番 鐙 仁 志
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭 二 郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武	

○欠席議員（1名）

なし

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 伊 藤 貢	総 務 課 長 千 葉 秀 樹
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 菅 生 司
学校教育課長 山 田 敬 輔	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二	議会事務局次長 鈴木 学
---------------	--------------

令和2年第4回潟上市議会定例会日程表（第2号）

令和2年12月 2日（2日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は17名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1、一般質問を行います。一般質問については、1回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含め60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順序は、4番瓜生 望議員、6番佐藤敏雄議員、17番児玉春雄議員、12番藤原典男議員、3番菅原理恵子議員、の順に行います。

それでは、4番瓜生 望議員の発言を許します。4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） おはようございます。傍聴席の皆様もご苦勞様です。

壇上より大きく2点の質問をさせていただきます。どうぞ宜しくお願いします。

まず1つ目。来年度の予算編成について。

引き続き厳しい財政状況にある潟上市において、ただでさえ厳しい状況の中、新型コロナウイルスの感染拡大が起きました。この新型コロナウイルスによって日本経済も影響を受けており、その動きに連動して地域経済も縮小しています。経済が縮小してしまうと、おのずとその影響は地方自治体の収入の減少につながっていくことが予想されております。

市長の行政報告にもあったとおり、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」の中に、新型コロナウイルスの拡大による日本経済への影響は甚大であり、国難とも言うべき極めて厳しい状況にあると明記されています。

日本全体が厳しい状況の中、今現在来年度の予算編成をされている時期だと思いますが、潟上市にもこの影響は少なからず出てくるのではないかと考えます。今年度は当初予算において財政調整基金を切り崩し、一般会計に繰り入れ予算編成をしています。何が起こるかわからない情勢の中で、なるべく切り崩さず、ある程度緊急対応できる資金は確保しておく必要があると思います。しかしながら、来年度の予算編成のバランスも

見ていかなければいけないという状況ではあるのではないのでしょうか。

この状況下で、潟上市ではコロナによる減収がどの程度あり、来年度の収入見込みをどう予測されているのか。そして減収分があるとすれば、国から何らかの措置はあるのかについてお聞かせください。

あわせて、現在と今年度末の財政調整基金の残高の見込みをお聞かせください。

足元をしっかりと見ていくというのはもちろんのこと、この先5年、10年、またその先を見据えた持続可能な財政運営を考えていく中で、効率的なお金の使い方というのが非常に重要であると認識をしています。その中で、事業を一から見直していくことも大事ではないかと思うわけですが、今年度はコロナの影響で多くの事業が中止になりました。いい意味でも悪い意味でも、立ち止まって今一度事業を見直す機会になったのではないかと思います。またそれと同時に、各種経費の見直しも必須ではないのでしょうか。様々な問題を抱えた中での来年度の予算編成は、今後の未来をつくるうえで非常に大事なものになるのではと感じておりますが、来年度以降の事業の見直しと経費の削減案について、今現在どのような認識をされていますか。そしてその方向性もお聞かせください。

以上、当局のお考えをお聞かせください。

続きまして2つ目。教育のデジタル化について。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、前回の質問ではオンライン授業を中心とした一般質問を行いました。現在も、首都圏を中心に感染が再拡大しており第3波を迎えたと報道されております。このような状況にありますので、学びを止めない方策としてのオンライン授業の体制づくり、こちらの進捗状況をお聞かせください。

G I G Aスクール構想のハード整備で、大きな柱の1つであるタブレットについてですが、授業等において様々な活用方法を検討されているところであると思います。その中で、令和3年度から中学校は新学習要領へ移行し、中学校のデジタル教科書の導入を拡大すると、文部科学省「学習者用デジタル教科書等に関する参考資料集」に明記されております。この方針を受け、潟上市におけるデジタル教科書および資料集等の導入はお考えでしょうか。あわせてどのような形でタブレットを活用していく予定なのか、そして具体的な使い道についてもお聞かせください。

以前、近隣の中学校で電子黒板の活用事例を視察させてもらったことがありました。中学社会の授業を見たのですが、教科書はもちろん、写真や動画も連動しており、非常に見やすくわかりやすい授業でありました。子どもたちにとってわかりやすいというの

は大前提なのですが、授業を担当していた先生にお話を聞くと、まず授業がやりやすくなったこと、そして授業への準備の作業効率が大幅に減少していて、子どもたちと接する時間を多く取れるようになったとのことのお話でした。タブレットが導入される中で、電子黒板を使った授業との相乗効果が生み出すことによる子どもたちの学びの質の向上、そして教員の働き方の効率化という側面からも、この電子黒板というツールも大事ではないかと考えるものですが導入のお考えはありますか。

次に、先日文部科学省から学校が保護者に求める押印の見直しや連絡手段のデジタル化について通知が出ており、「押印の省略や学校・保護者間における連絡手段のデジタル化を進めることは、迅速な情報共有を実現するとともに、学校・保護者双方の負担軽減に大きく寄与するもの」と明記されております。私自身子どもを持つ身でして、小・中学校や保育園から出していただく配布物の管理などに大変苦慮しているところでした。これらがデジタル化されれば、管理もしやすく見落としもなくなるのになと感じているところでしたので、この流れを非常に好意的に感じている1人の親でもあります。潟上市は現在も学校、幼保施設からメールが届くシステムを使用していますので、移行しやすい状況ではないかと思いますが、連絡手段等のデジタル化の考えはありますか。

以上、当局の考えをお聞かせください。

これで、檀上からの質問を終わります。ご答弁宜しく申し上げます。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 4番瓜生 望議員の一般質問の1つ目、「来年度の予算編成について」お答え致します。

ご質問の1点目、「来年度の税収の見込みと減収分における国の措置は」についてお答え致します。

市税収入額につきましては、いわゆるミニバブル期と言われた平成20年度に約26億8,700万円で、本市として最高額を記録しております。しかし、平成20年秋のリーマンショックの影響で景気が冷え込み、市税収入は平成21年度、平成22年度と2年連続で前年度を下回り、平成22年度には約24億3,000万円まで落ち込み、平成20年度と比較しますと2億5,700万円9.6%の減となりました。その後、景気の回復もあって市税収入額は9年連続で増え、令和元年度の市税収入額は平成20年度実績を上回り、過去最高額の約27億1,000万円となっております。

令和2年度の市税収入全体の見通しですが、新型コロナウイルスの影響を受けながら

も、昨年度を上回り28億円台となる見通しであります。

現在、新型コロナウイルスの影響による減収と認識しておりますのは入湯税でありまして、本年度は令和元年度と比べ約900万円約25%の減収を見込んでおります。このほかの税目では、減免を行ったものが10件で38万6,000円となっております。

なお、これらの影響に対しては、国からは特別な支援措置はございません。

また、令和3年度の見通しであります。最近の社会経済情勢の把握に努めるとともに、平成20年度におけるリーマンショックに時に大幅な減少があったことを念頭に推計を行っているところでございます。

なお、税収の減に対しましては、地方財政制度上、普通交付税で対応することとなっております。

次にご質問の2点目、「今年度末の財政調整基金の残高の見込みは」についてお答え致します。

令和元年度末の財政調整基金残高は15億7,803万3,000円で、令和2年度当初予算の財政調整基金繰入金9億5,000万円を差し引くと6億2,803万3,000円となり、これに今年度予算の積立見込額3億3,237万8,000円を加えた9億6,041万1,000円が12月補正後の残高見込額となります。今年度末の残高見込みにつきましては、今後の補正予算の規模により大きく変わる場合がございます。

次にご質問の3点目、「来年度の事業の見直しと経費削減の認識と方向性は」についてお答え致します。

本市の財政事情は、行政報告でも述べているとおり大変厳しい状況でございます。今後、持続可能な財政運営を確立するためには、大胆な事務事業の見直しが必要であると認識しております。

見直しの方向性としましては、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況であることから、市民の安全安心を第一に考えたうえで、ウィズコロナを意識した事業へと見直しを図ってまいります。また市では、令和7年度までの中期計画として財政計画を策定しております。今後は本計画に基づき、歳入については使用料・手数料等の適正化や有料広告募集等の拡大による財源の確保、歳出については感染症対策を徹底し、市民生活への影響度や費用対効果などを考慮したうえですべての事務事業を見直し、経費削減に努めるものであります。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、4番瓜生 望議員の一般質問の2つ目、「教育のデジタル化について」お答え致します。

教育のデジタル化は、これからの時代の教育や子どもの学びにとって不可欠な手段であると考えております。現在教育委員会では、機器等の整備を進めるとともに、活用については来年1月に、「GIGAスクールで授業はどう変わるのか」というテーマで教職員研修会を実施し、学びの質を高める授業づくりの手段の1つとして、ICTをどう活用するかといった視点に立った具体的で実践的な研修を行うこととしております。令和3年度には、教員のICT指導力の向上と校内の指導体制の充実を図るため、各校の研究主任等を対象として、学習指導の改善に生かすための会議・研修会を実施するよう計画しているところであります。また、オンライン授業の実施に係る機器等の事前準備や操作方法、活用の仕方などについて、県教育委員会がセミナーを実施することとしており、本市では、12月に各校の教員と教育委員会の指導主事が参加して、オンライン授業への対応を進めることとしております。

それではご質問の1点目、「デジタル教科書および資料集等の導入は」についてお答え致します。

デジタル教科書は、画面の拡大、動画や音声の再生、書き込みと保存等ができること、さらにデジタル教材との一体的な使用ができることなどから、子どもたち一人ひとりの状況や特性、能力に応じた学びが可能になると期待され、教育委員会としましてもその有効性について十分認識しているところであります。一方で、学習者用のデジタル教科書は発売されてから時間が経過しておらず、その活用については試行錯誤がなされているともいわれております。国では、1人1台端末環境整備にあわせ、学習者用デジタル教科書の今後のあり方等について、その効果・影響を検証しつつ、学びの充実の観点から検討を行い、次の小学校の教科書改訂時期である令和6年度を見据え、有識者会議において検討を行うとしているところからも、本市としましても、使用義務のある紙の教科書とデジタル教科書の併用による授業実践事例を収集するとともに、デジタル教科書の使用による教育上の効果等を調査・研究し、導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、デジタル教科書の使用により子どもの学びを深めるためには、授業スタイルや指導方法を変えていく力、授業の変化に対応していく力が教員に求められることとなります。教員がICT環境に慣れ、自信をもって指導できる必要があることから、電子黒

板等大型提示装置を使った授業から取り組み、次に指導者用デジタル教科書を活用し、その後、学習者用デジタル教科書やデジタル資料集を導入するなど、段階的な活用を図っていくことが大切だと考えております。

次にご質問の2点目、「タブレット端末の授業での活用方法は」についてお答え致します。

授業は、子どもたちに確かな学力を身に付けることが主な目的であり、タブレット端末の活用はその手段の1つであります。そのため、授業のどの場面でどのようにタブレット端末を活用すれば子どもたちの学びを深め、授業のねらいの達成をとおして子どもたちに育みたい資質・能力を身に付けさせることができるかを考えた授業が必要となります。具体的には一斉学習、個別学習、協働学習など多様な学習形態と国語、理科などの教科の特性に応じながら、タブレット端末がもつ特性であるマルチメディア機能、携帯性、双方向性、操作性のよさ等を生かし、画像の拡大提示や書き込み、音声・動画などの活用、インターネットやデジタルコンテンツを利用した調べ学習、意見交換・表現発表などを活用してまいります。

ご質問の3点目、「電子黒板の導入予定は」についてお答え致します。

電子黒板は大型提示装置の1つに含まれるもので、文部科学省が示した2018年度から2022年度を整備期間とした教育のICT化に向けた環境整備5か年計画の中で、各学校への整備を進めることとしております。大型提示装置に児童生徒の注目を一斉に集めることができることにより、その表情の変化を確認でき理解度の把握ができる。また、実物投影機や御質問の1点目のデジタル教科書等と併用することにより、教材をクラス全体に提示でき指導方法の幅が広がるなど、活用することで様々なメリットがあると認識しております。このため、本市でもディスプレイやプロジェクターなどの備整を進めており、今年度も電子黒板を各校2台整備することとしております。

次にご質問の4点目、「学校配布物等のデジタル化は」についてお答え致します。

議員が御指摘のとおり、本市では安全性が高く学校に特化したメールによる連絡システムを導入しており、連絡メールのほか必要に応じてアンケート機能も活用しているところであります。学校・保護者間における連絡手段等のデジタル化は、迅速な情報共有を実現するとともに、学校・保護者双方の負担軽減に寄与するとされており、本市としても各学校や家庭、地域の実情と配布物等の内容、性質を踏まえつつ、可能なところから取り組みを進めるよう検討してまいりたいと考えております。デジタル対応が難しい

家庭がある場合は、デジタルと紙または電話等の併用による対応が必要になりますが、その併用が教員の業務の複雑化につながらないように十分に検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（西村 武） 4番瓜生議員、再質問ありますか。4番瓜生議員。

○4番（瓜生 望） ご答弁ありがとうございました。来年度の税収の見込みという部分でちょっともう一度お聞きしたいのですが、前回のリーマンショック時のときに2億6,000万円の減収になったと。今回、今精査しているという状況ではあると思うのですが、大体のところであれなのですけれども明確な数字というのはまだ出ていない状況でしょうか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまの来年度の税収見込みについてのご質問にお答え致します。

現在内容は精査中ではございますが、市民税個人分については最近の経済情勢、失業率の上昇あるいは勤労所得の減少こういったところから、5%から10%程度の範囲での減額が見込まれるのではないかとこのところで精査をしているところであります。また固定資産税におきましては、企業の設備投資が大きく減るだろうということから、償却資産での課税額の減少の影響がどのくらいなのかあるいは本市の場合、来年度から風力発電の課税が新たに始まるということもあります。そちらの影響額も見ながら現在推計を行っているところでありまして、こちらは、現実的には来年1月からの償却資産の申告があるまでわからないといったような状況もありまして、現在は全体的な傾向の把握に努めているというところで、その設備投資の縮小による減が大きいのかあるいはその風力発電による新規の課税が、それ以外の設備投資の減少が上回るほどの影響があるのか、そういったところも現在精査しているところでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 4番瓜生議員。

○4番（瓜生 望） 市民税で5%から10%減少すると、固定資産税はこれからだというご答弁だったのですが、いずれにしても、減少が見込まれるという中で普通交付税で対応されると。特段、国からコロナ対策等の措置というものは、今現在は示されてはいないものではないでしょうか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、今のご質問は、税収の減分に対して対策はということだと思っておりますが、先ほど今、市民生活部長がお話したとおり、税収の減といえますのは交付税対応と言いますのは、収入の減は需要の額で75%歳入となりますので、そこで対応されるということになりますので、コロナの分ということで一般財源が補填されるというようなことではないです。

○議長（西村 武） 4番瓜生議員。

○4番（瓜生 望） 歳入の減少、それこそ今年度も9億円の財政調整基金と繰り入れを行っております。12月の時点で9億円の残高があると。これは来年歳入が減った場合、また財政調整基金を繰り入れて予算編成をされるという方向性でしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

先ほど12月補正後の残高見込み額が9億6,000万円程度ということでありましたが、今令和3年度分の予算編成を盛んに今やっている段階なのですけれども、できるだけ財政調整基金を使わないような方向にしたいとは考えておりますが、まだ今の段階でははっきりしていませんのでそういう段階であります。

以上です。

○議長（西村 武） 4番瓜生議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。先ほどの答弁の中で、令和7年までの財政中期計画を策定中ということで、こちらの方なのですが、それこそ事業の見直しから経費削減、こういったものが盛り込まれているものだと思うのですが、それこそこれを元にして議論をしていかなければいけないと思っております、この財政の中期計画なのですが、これお示しすることというのはできますか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほど中期計画ということで、今現在、まずこの合併してから15年が経過しております、その間に合併特例債も使い切るという状況にあります。そしてまた交付税につきましても、10年経過して5年間段階的に減額、通常額ということになるのでしょうかけれどもそこまできていると。それに対して我々の予算のあり方というのは、じゃあそれに見合ったあり方になっているのかどうかといふとなかなかそうならないというか

厳しいものがありますので、それらを含めて、今後持続可能な状態に持って行くためにはどうするかというのがいま今回策定するものでございますので、それが皆様にお示しできるような状態になりましたときには、そういうことも検討してまいりたいと思います。

○議長（西村 武） 4 番瓜生議員。

○4 番（瓜生 望） ありがとうございます。非常に厳しい状況で、これも本当にスピーディーに計画を策定して、それを元に来年度の予算等に生かしていくのだろうなと思います。これくどういようですけれども、いつごろまで完成してそれを使っていく予定なのか、そちらもお聞かせください。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

まず現在、今最初の取っ掛かりのところで作ったところで、来年度に向けて整備しているところでございます。そして今後も、それについては見直し等も出てきますので、その辺を十分注意しながら我々お示しできる時点がきた段階で示していきたいと考えております。

○議長（西村 武） 4 番瓜生議員。

○4 番（瓜生 望） ありがとうございます。そちらを見させていただいて、みんなでまた議論して行って、何とかこの厳しい状況を未来に向かって乗り越えていかなければいけないなと思っているところでありますので、これでき次第、議会の方にも示していただければなと思います。それでは、この予算編成の質問は終わります。

続いて、教育のデジタル化ですけれども、すいません、私通告書の書き方がちょっとまずくて、オンライン授業の、今どれくらい学校の方で試験されているものか準備されているものかというところをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（西村 武） 大きい声で。

○4 番（瓜生 望） オンライン授業の進捗状況。学校とかの。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

オンライン授業の進捗状況ということではありますが、タブレット端末に関しましては、この間の臨時議会で議決をいただいたということで、今回、年度内には購入するという予定になっております。あと学校内の高速ネットワーク通信に関しましても、設計が完

了しましたのでこのあと工事に取りかかる、発注するという方向で考えております。あとは、先ほども答弁致しましたが、オンライン授業とオンラインに関しての職員研修会なりを12月にも予定しておりますし1月にも予定しておりますので、そのような形でオンライン授業に関して対応していくこととしております。

以上であります。

○議長（西村 武） 4番瓜生議員。

○4番（瓜生 望） じゃあ今現在では、特に試験的なものもやられていないということだと思うのですが、今第3波が拡大しておりますして、これ学校が休校に万が一なった場合等の対応、こちらはどうかお考えでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

今やはりオンライン授業に関しては、準備期間ということでありまして、要は端末等も整備されておられませんので、前回の学校休業がありましたとおり、やっぱり各家庭に学習資料等配付しながらという対応しかできないということを想定しております。

以上であります。

○議長（西村 武） 4番瓜生議員。

○4番（瓜生 望） 機器等も、まだまだ今年度中に決まって来年度からになると思うので、その辺の調査研究も引き続きやっていただければなと思います。

続いてデジタル教科書なのですが、国の方でも令和6年の検討をしていくという流れで、結構時間的に開きがあるなとは思っております。そうすると、市での導入となると、もっと先に時間がかかってしまうということなのではないでしょうか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの質問にお答えを致します。

先ほど部長から答弁致しましたとおり、議員からの話にもあったように、なぜ令和6年度を目指してかというと、国の教科書の改訂の期間は決まっております、ご案内のとおり今年度中学校の検定をしておりますして次が小学校が令和6年度ということで、なぜかということになります。では令和6年度まで私どもがそういったデジタルコンテンツ、デジタル教科書について、まったく何も導入していかないかといえばそれはそうではなくて、既に平成20年度くらいから小学校に外国語活動が入るところから、そういったデジタルコンテンツが文部科学省の方からお示しがあって、そういった

ものを使用した学習がもう既に行われてノウハウはございます。そして教科書が改訂されるたびに、そういったデジタルコンテンツそれからデジタル教科書が充実しております、有料で市で予算を取って購入しなければならないものもありますし、一定程度無料でできる部分もございます。それから、今年度から小学校の教科書に、小学校の教科書を見ていただくといろんなページにQRコードがついています。来年の中学校のもそうですし。ですので、授業の中で例えば購入させていただくタブレットでそのQRコードを読み込むと、様々な手元で子どもたちが一斉にいろいろな素材を見ることができたりというふうなあるいは国語であれば、それをやると音読であったりそういったものが聞けたりだとか、そういったものが既にありますので、そういったことを十分に活用しながら文部科学省から令和6年度をめどに示されるそういった方向性も見極めながら、予算措置を取るとすれば、委員のお尋ねのとおりそういったお示しを見据えながら、そういった年度を想定しているといったお答えをさせていただいたということで、決してしり込みしているのではなくしっかり活用させていただきながら、今後の方向性を定めていきたいということでございます。

○議長（西村 武） 4番瓜生議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。いろいろ今QRコードもついていたという事だったので、そういったものを活用しながら、たぶんすごく便利で、もう視覚的に子どもたちにも入ってくるすごい今までとは違った取り組みができると思いますので、こちらの方も引き続き宜しくお願いします。

来年度から導入されるタブレットなのですが、ちょっと先ほども部長からいろいろ答弁いただきまして、本当様々な使い方ができる、教科によっても、ちょっと自分でも調べたのですが、本当いろいろな使い方ができるのだなというのを改めて思っているところでして、1つ不安があるのですが、研修もこれから行っていくということで、ただやっぱり先生方がタブレットの使い方に慣れるというところ、まずこれが第一歩だと思います。それを今度授業にどう生かしていくか、そこが本当は大事なところで、使い方というのは当たり前の部分です。その活用を考えるための研修、他県の事例ですと、そういったものを学校単位でしたり教科単位でしたり、そうやって何度も何度も行って、子どもたちに対して質の高い授業を行うという事例もありましたので。実際、研修のスケジュール等を聞きましたけれども、これ少ないんじゃないかと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

研修の質や量ということかと思えますけれども、教員のですよね。当然お子さんたちに質の高い学びを保障していくためには、ご指摘のとおり教員のそういったスキルの向上、操作の向上もありますし、それを元にして質の高い授業を作っていく、有効な教材を作ったりということが段階的にあろうかと思えますけれども、その研修が、先ほど部長から答弁致しましたように12月に県で、それから1月で市というスケジュール感をお示ししましたけれども、これも今改めてというか新たにということではなく、もうこういったことはもう何年も前から方向性としてはあったことで、市としてもそれから学校としてもそれからこの地域に、男鹿・潟上・南秋の教育研究会という任意の組織もあって、様々なそういう研修の組織の中でも、既に研修は行われていると理解していただければ幸いです。そういった中で、改めて今回私どもがタブレットを導入して、すべての教員がすべてのお子さんにとということで、改めてしっかりと研修をする機会を確保していると、そこからまた自校に持ち帰って教員同士が学び、そして私ども準備させていただき支援員等々で補強させていただきといったことを段階的に計画しているといったことで、繰り返しになりますが、研修については当然学校で日常的に行っているもので、それをサポートしていく意味でしっかりとした研修もそういった年に何回、また令和3年度になっても、今例えば1月ですけれども、令和3年度になっても状況を見ながら計画的といったことは考えてございますのでご理解いただければと思います。

○議長（西村 武） 4 番瓜生議員。

○4 番（瓜生 望） ありがとうございます。

続きまして、電子黒板なのですが各校に2台整備。これも今までもプロジェクター等を使った授業も行っていて、そちらも併用して電子黒板も使っていくということだと思いますので、こちらは引き続き、そのお金の問題もあるとは思いますが、段階的に台数を増やしていければいいのかなと思っております。

最後、学校の配付物です。今メールシステムを親御さん使っていると思うのですがけれども、こちらの利用率的なものというデータはありますか。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

メールシステムの利用率ということではありますが、12月1日現在で対象者が2,137人

で、登録されている方が2,117人、登録されていない方が13人ということで、登録率は99.06%となっております。

以上であります。

○議長（西村 武） 4 番瓜生議員。

○4 番（瓜生 望） すごい高いですね。ちょっと想像していたよりすごい高いので。この今使っているメールシステムというのは、それこそPDFを貼りつけて送るだとか、そういったことも可能なのですか。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

ファイル添付は可能となっております。

以上であります。

○議長（西村 武） 4 番瓜生議員。

○4 番（瓜生 望） じゃあこれ、一気に全部ということになると、またすごい大変になるというか。これも試験は必要かなと思っていまして、例えばどこかの学校のどこかの1クラスですとかそういったところで段階的に、今年度中に試験していくという方向性についていかがでしょうか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

例えば、PDFを貼りつけたメールを送信することを試行的にということをお尋ねだったと思いますけれども、結論からいうと可能なことだと思います。こういったデジタル化に対応して親御さんたちももうほぼ100%、100%達成している学校もあるということで、そういったところからということはお可能だと思います。ただ先ほど部長も答弁致しましたとおり、それをすることによって本当に便利なものではあるけれども、お困りのご家庭だったりそれから学校でより複雑化して、こうだったらちょっとやりにくいなというつまづくようなことがあってはならないと思っていますから、そういったことのためにも試行してということはお1つの方法かなと思っています。ただ最後に、これはやはり私どもだけではなく現場のお声、学校現場であったり保護者の方のご意向をしっかりとお尋ねして進めていくべきものと思っていますので、引き続き検討をさせていただきます。

○議長（西村 武） 4 番瓜生議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。子育て世代全員に聞いたわけではないのですが、お話をお聞きした親御さんからは、やはりそういった方向に向いていくというのは非常に好意的なご意見がありましたので、そちらの方アンケート等を取っていただきながら進めていっていただければと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって、4番瓜生 望議員の質問を終わります。

次に、6番佐藤敏雄議員の発言を許します。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） おはようございます。6番佐藤敏雄です。傍聴者の皆様、寒い中ご苦労様でございます。

私は大きな項目で2項目、7点について、このたびも前回同様に新型コロナウイルス感染症予防対策を考慮して質問させていただきます。

それでは、通告の要旨に従い質問してまいりますので宜しくお願い致します。

大きな項目の質問第1点目は、コロナ禍の影響による今後の支援策についてであります。

新型コロナによる感染拡大は未だに歯止めがかからず、11月21日時点での新規感染者数は2,592人と過去最多を更新するなど、全国的な蔓延状況となっております。日本医師会では、第3波の到来と考えてもよいのではないかとの現状認識を示し、感染防止策の徹底を呼びかけしております。

感染拡大の影響により、経済活動の自粛が再び求められる恐れもあると言われる中で、政府は11月10日の閣議で、2020年度第3次補正予算案の編成を指示され、来年度の当初予算案と一体で編成される見通しであると発表されました。未曾有のウイルス感染であり、有効なワクチンが開発されるまでは徹底した感染防止対策は必要不可欠であります。専門家の話によりますと、今後ワクチンや治療薬が開発されたとしてもウイルスが消滅することはなく、人類と共存する可能性が高いといわれております。

先般の厚生労働省の調査によりますと、コロナ禍の影響による秋田県内の失職者は1,000人を越えたとの報道でありました。物事の動向や今後の経済状況の進展を踏まえ、必要な場合には雇用の受け皿を確保する対策が求められます。さらにはアルバイト先の休業などにより経済的に困窮し、学業の継続が困難に陥っている学生に対しては、引き続き十分な支援措置を講じていくべきではないだろうか。特に地域経済への影響については、個人消費の回復に向けた施策を迅速かつ強力に推進していく必要性があると思

ます。

現在県内の感染者数は、全国的には低い水準であるとはいえ生活様式が一変しました。そのことにより、経済はもとより医療機関や介護施設、学校や学習塾、ひとり親世帯や子育て世帯を含む生活困窮者をはじめとし、また、年金暮らしの高齢者や低所得者、そして親元を離れた県内外に在住する学生などの切実な声も聞かれます。私たち市民の希望として、更なる支援の強化が必要であると言っても過言ではありません。

参考までに、県内の他市町村では、コロナ禍の影響による追加支援策が行われています。いくつかの例をあげますと、大仙市は市内の全飲食店に10万円の給付金支給、さらには2店舗以上を経営する事業者には20万円を支給、現在経営している店のほか年内にオープンする店も対象で、売り上げ減少幅などの条件はないとのことであります。湯沢市は生活支援として、市内の商店や飲食店で利用できる5,000円分の商品券を、全市民に簡易書留で配布するとのことでありました。また近隣の市町村では、五城目町が、あったか生活応援事業と銘打ち、町内の全世帯主に1万円分の灯油引換券を郵送で配布し、オール電化など暖房に灯油を使わない世帯に対しては、代わりに現金1万円を支給するとの報道がされておりましたことは記憶に新しいところであります。

今年6月の一般質問でも述べましたが、我が潟上市では独自対策として、個人事業主を含む市内商工業者に対し、一律10万円の事業者継続支援金を給付されたほか、市出身の県外在住の学生に対しては、ふるさと納税の特産品を郵送にて配布する支援策は講じてきましたが、私は経済支援と生活支援の観点からは、さらなる本市独自の追加支援策が必要であると思います。そこで県内の失職者の情勢に鑑み、困窮者対策の観点から質問致します。

本市の実態についてお伺いします。

コロナ禍での失職者の人数は。

失職者に対しての雇用対策は。

個人事業者を含む事業者への追加支援策の考えは。

市民に対して支援策の考えは。

以上の4点について答弁を求めます。

次に、無症状でも受けられるPCR検査の実施についてであります。

新型コロナ感染症対策として、PCR検査を拡充することは早期診断、感染拡大防止においては重要な課題とされ、鼻咽頭ぬぐい液（スワブ）検査の実施は、医師、看護師、

臨床検査技師などに限られています。感染リスクもあるためその人員確保は難しく、検査に要するマスクやガウンなど防護服も不足していたことは皆さまもメディアを通じてご存知かと思います。最近ではより安全で簡便な検体採取法として、唾液による検体採取が鼻咽頭ぬぐい液（スワブ）検査と同等の検査精度を持つ可能性を示し、厚生労働省も唾液によるPCR検査を認めるなど、今日では主流な検査方法となっております。

さて、コロナの新規感染者数が全国的に拡大している中において、経済の復興を考慮した経済支援施策からは何とも否めないことではありますが、GoToトラベルの影響もあり、県内の観光地や温泉宿泊施設などには、県外ナンバーの車が多く見受けられるのも実状であります。社会の情勢を見据え、湯沢市では行政検査の対象とならない無症状者であっても、65歳以上の高齢者や基礎疾患がある人、県外から出張で戻った人や帰省した学生など、市長が認めた市民は、PCR検査を受けることができると先般さきがけ新聞に報道されました。

なお、学生は、市の出身者であれば、市外に住所があっても対象になるとのことです。またにかほ市でも、65歳以上の高齢者と基礎疾患がある人に対しては、湯沢市と同様の施策を打ち出しております。いずれの市も、県総合保健事業団（秋田市）に委託され、同事業団の車両が市を訪れて唾液を採集し持ち帰り、結果は数日後に市を通して本人に通知され、来年の1月から実施するとのことでありました。インフルエンザの時期とも重なるこれからの時期、高齢者の方や基礎疾患を持つ人、県内から出張で戻った人、お正月期間の休みで帰省する人や学生、妊婦の方など、PCR検査の実施は安心した日常生活を送る意味においても必要とする検査であり、補助金との活用で一部有料の検査になると思いますが、行政検査の対象とならない無症状者であっても、市が受け入れてやるべき検査であると私は強く感じております。

そこで、コロナ禍の現情勢に鑑み、自己防衛の観点から質問いたします。

当市の実態についてお伺いします。

PCR検査の相談状況は。

無症状者に対してPCR検査の助成実施のお考えは。

実施する場合、対象者の範囲は。

以上の3点について見解を求めます。

これで演壇からの質問を終わります。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 6番佐藤敏雄議員の一般質問の1つ目、「コロナ禍の影響による今後の支援策について」お答え致します。

ご質問の当市の実態についての①コロナ禍での失職者の人数につきまして、ハローワークを通じた厚生労働省調査によりますと、全国で7万人、秋田県でも1,000人を超えたともいわれておりますが、これはあくまでハローワーク管内の数値の積み上げであり、本市分としての正確な人数把握は困難な状況となっておりますことをご理解願います。

次に②失業者に対しての雇用対策につきまして、本市においては、これまで国や県の各種施策との連携により、潟上市事業継続支援金や潟上市飲食店コロナ対策支援金といった事業者向けの支援は行ってまいりましたが、個人的な失業者に対しましては失職理由の判別が困難であることから、市独自の雇用対策とはせず、ハローワークへのご案内等の対応とさせていただいているところでございます。

ご質問の③個人事業者を含む事業者への追加支援策と④の市民に対しての支援策につきましては、現在のところ具体的に予定しておりませんが、感染状況が日々刻々と変化する中で、これまでの各種支援策等の効果について十分検証を行いつつ、今後予定されている国の第3次補正予算の内容等も勘案しながら必要に応じて検討してまいります。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 続きまして一般質問の2つ目、「無症状でも受けられるPCR検査の実施について」お答え致します。

はじめに、ご質問の「当市の実態について」の①「PCR検査の相談状況は」についてお答え致します。

当市における新型コロナウイルス感染症のPCR検査に関する相談件数は、11月末現在では1件となっております。これ以外の健康に関する相談件数は延べ38件あり、内容については、体調などに関するものが13件、感染予防方法などに関するものが9件、帰国者接触者相談センターの連絡先についてが1件、その他が15件となっております。PCR検査に関する相談1件の内容ですが、夏に首都圏から帰省し、また首都圏へ戻る場合、秋田県では個人の希望により感染確認のための検査ができるのかという内容でありました。県へ確認したところ、当時県内では無症状者の検査を実施している医療機関はないことや、相談者の居住先で実施している医療機関があるので、そこでの検査をお勧めしております。

次に、②「無症状者に対してPCR検査の助成実施の考え」と、③「実施する場合、対象者の範囲は」についてあわせてお答え致します。

無症状者に対してのPCR検査の助成は現段階では予定しておりませんが、今後、県内での新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、県及び医師会等との連携に基づき適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 6番佐藤議員、再質問ありますか。6番佐藤議員。

○6番（佐藤敏雄） では、1つ目から再質問させていただきますけれども、すいません、マスク取ります。

本市によるコロナ禍での失職者の人数は把握できていないと。全国では7万人、ハローワークでのデータでは秋田県で1,000人という答弁でありましたけれども。また②の失職者に対しての雇用対策は、ハローワークにつなぐことしかできないとの答弁であったと思いますが、私今現在の情勢そして今後の見通しからは、本市全体の雇用にも、少なからず今後影響は出てくるであろうと私は想定しております。失職者に対しての雇用問題は、先般のさきがけ新聞でも取り上げられている重要な問題でもありますので、そのような観点からはわかりづらいとはいえども、ハローワークに頼るだけというわけにはいかないのではないかと私は思いますが、その辺について再度見解を求めたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの再質問にお答え致します。

人数把握が困難な状況というのは本市に限らず、この例えば失職した場合に届け出を当該自治体に対して義務はないわけです。逆に言うと、我々例えば転入転出であれば、それは法律上決められた義務があって、それは全部我々は数は把握しているわけです。そういったものに関してはいわゆる国、県、市町村というその行政組織の構造がある中で、今それは専門部署としてハローワークが担っている。ハローワークと市は我々連携して連絡を取り合っているわけですので、そこあたりはハローワークの所長さん、たびたび私のところにも訪れていただいて、雇用情勢の説明であるとかあるいは市に対しての協力要請であるとか、こちらの希望を述べてくださいといったようなコミュニケーションは取っているところであります。ですから、この把握が困難だということは、いわゆるそういった実態をどこがどう把握するかということが、行政組織全体の中で取

り決められていて、さらにそこは、ある意味プライバシーがかなり絡む部分であります。それで我々は、何もしていないわけではなくて把握が困難であるということをご理解くださいという答弁になったわけでありまして、さらに我々の雇用対策について、ハローワークに頼っているというような表現で表現されましたが、我々としては、一定連携を取りながら当然、潟上市の市民の皆さんの雇用情勢には関心を寄せているところでありまして。我々が国、県、市町村といった役割分担の中で一体何をすべきかということ、我々に与えられているその財政状況等も勘案して措置するということが我々の使命であると考えております。佐藤敏雄議員おっしゃったとおり、ただこれは、今後どうなるかというのは私も明確なそのエビデンス証拠を持ち合わせておりませんが、それはたぶん憂慮すべき事態になるであろうというような想定をもって、我々はその対策については検討を進めるべきだし、心構えをもっておくべきだということは申し上げておきたいと思っております。それで最終的には今後、来年にも予定されているという国の第3次補正予算でございますけれども、そういったものの状況も我々関心をもって注視して、そしてそういったもので何が一体潟上市民のそのコロナ対策として必要かということを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 6番佐藤議員。

○6番（佐藤敏雄） 市長、ありがとうございます。私もちょっと、先ほど頼るだけという言い方には語弊があったと思っておりますのでお詫び致します。プライバシーの問題でもありますし、ハローワークとはしっかりと連携を取りながらやっているということでもありますので、では参考までに例えば話させていただきますけれども、民間では、雇用対策として企業同士の出向による異業種への人事配置も始まっております。メディアでも報道されておりますけれどもある航空会社は、スーパーにスタッフを受け入れるといった対策もしておりますし、このコロナ禍でも、人材不足の介護業や農業などへの出向先もあるようであります。また、公益財団法人の産業雇用安定センターが実施しております在先型出向制度を活用した場合は、出向させる側の事業主は雇用情勢助成金の対象にもなりますので、今後雇用対策の1つの案として民間とのタイアップや制度の活用などを参考にしてみてもどうか。このご提言を申し上げ次の質問に移りたいと思っております。

個人事業主を含む事業者への追加支援の考えはと、それから4番目の市民に対しての支援策の考えは、これ似たような質問でありますので、一括してさせていただきますけ

れども、確かに本市では、これまで個人事業者を含む事業者に対して一律10万円の給付、また飲食店限定になりますけれども、テイクアウトやデリバリーを新たに事業展開する飲食店や感染防止対策のための店舗を改修する飲食店については最大30万円の給付、それから、県外在住の学生に対して送られた特産品であったと私は認識しております。先ほどの答弁では、現状では考えていないが国の予算、3次補正を見ながら検討するとの答弁はいただきましたけれども、少々厳しい言葉を申し述べますと、独自対策の観点からはちょっと慎重になり過ぎているといえますか積極性には欠けるなど思うのが正直なところであります。今現在の情勢そして今後の見通しからも、私も含めて市民の方々は追加支援を求めていると思います。追加支援はないのでしょうか。今一度期待性ある答弁を求めますがいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 答弁申し上げます。

非常に難しい答弁だなど思いながらちょっと今お聞きしていたのですけれども、市民が追加支援を求めているということ、これはそうなのだろうかと思えます。ただ、我々が行政の財政出動をする場合に、やっぱり一定の何かのそういった財政出動をする理由、根拠が必要になってくるわけでごさいます、例えば我々として、その市民の声としてそういったものが多く我々の方に寄せられているであるとか、あるいは何かの調査がそれを明確に示しているであるとか、そういったものを我々は根拠にして、こういう予算が必要ではないかということで議会の方にご提案させていただいているわけでごさいます。それで今、佐藤敏雄議員のご心配はごもっともでありますし、市民サイドに立ったそういったご発言であると思えますが、我々も思いは同じであります。我々として前何度も言っておりましたが、農業者に対しての今回の、例えばコメの値段であるとかそういったものは注視していますと申し上げました。実際に、今そういった団体等あるいはうちの担当の方からどういう状況かということで行政報告でも若干述べさせていただきましたが、そういったものに対しては我々は注目していますし、それに対して対策が必要であれば、それは躊躇なく議会の方に提案したいと思っています。それで、今回12月号の広報かたがみの方に、我々が行って何かを知りたいと、そして接触がままならないという状況の中で、一応健康相談とそうでない部分で2本の回線を使った相談窓口を開設しております。これは前から開設しているものに対してさらにということでやらせていただいておりますが、そういったものも含めて、そういった声がもしご心

配の向きのような傾向になってきた場合は、またそういった対策を取って議会の方にご提案申し上げたいと思いますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 6番佐藤議員。

○6番（佐藤敏雄） たびたび市長ありがとうございました。この件につきましてはご理解できましたので、ぜひとも市民に寄り添った最良の検討をしていただきたい旨を申し述べまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、無症状でも受けられるPCR検査の実施についての質問に移りたいと思いますが、本市のPCR検査の相談状況は11月末で1件のみ、ほか合計して38件との答弁であったと思います。そして1がそれで2番目、無症状者に対してのPCR検査の助成の実施の考えはというところには、先ほどは、予定していないが県及び医師会と対応していくとの答弁をいただきました。このPCR助成の実施は、感染拡大の状況によって対応していただきたいとは思いますが、秋田県内では全国的にも、先ほどの答弁の一番最初の質問でも申し述べましたが、少ない感染数ではありますが、実際には確実に増えてきている状況であります。今後は本当に急激に拡大する可能性も十分に考えられますし、これもちょっと参考までになりますが、県内では、湯沢市とにかほ市に続き、仙北市が11月24日にPCR検査助成の方針を明らかにしており、対象者は同じく65歳以上の高齢者や基礎疾患のある人のほか、周囲に感染者や濃厚接触者がいて不安を感じている人を対象に、陰性証明書の証明書がない場合であれば、自己負担は0で無症状でも受けられるとのことでした。また小坂町も11月26日、この2日後にPCR検査助成の方針を明らかにしてありまして、対象者は65歳以上の高齢者や基礎疾患のある人は無症状でも受けられるそうで、こちらは本人負担額は3,300円とのことでありました。感染が全国的に拡大している状況からも、万が一に備えて、我が潟上市でも他市と同様にスピード感を持って積極的に助成の導入をしていくべき施策であると思います。その辺について見解はいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、佐藤議員の方からご質問の中にもありましたように、県内の状況をちょっと申し述べさせていただきますけれども、にかほ市それから湯沢市、そしてありましたように仙北市それから小坂町、あと由利本荘市も同様の、これは国の疾病予防対策事業費等

補助金を活用致しまして、この補助金の対象になるのは65歳以上の高齢者または基礎疾患を有するものという補助対象としての限定されておりますけれども、それ以外に市単独で枠を広げまして、無症状者であっても個人の負担はありますけれども、PCR検査を受けることができますよという状況になってございます。参考までに申し上げますと、由利本荘市の場合ですと自己負担が9,700円、にかほ市も同じく自己負担が9,700円、それから湯沢市ですけれども、65歳以上の方それから基礎疾患を有する方につきましては1万円の自己負担、それ以外の、例えば県外からお越しになって不安を感じているので受けてほしいという方ありますと全額本人負担で3万円ということで、いずれも秋田市の総合保険事業団の方へ委託した形で実施をしているという状況でございます。それから仙北市でございますけれども、これは角館の総合病院で実施しているものでございますけれども自己負担が2万480円、それから検査料だけですと1万8,280円、先ほどの2万480円は証明書の発行も含めますという金額でございました。あと小坂町でございますけれども、これも今月の1日から実施しておりますけれども、対象者はあくまでも65歳以上の高齢者とそれから基礎疾患を有する方ということで自己負担が3,300円になりますが、それ以外の町の負担としては1万5,300円、国の負担が1万円ということで、小坂町の診療所で実施しているという状況でございます。

潟上市の状況といいますと、この中央地区の方の状況でございますけれども、佐藤議員がご承知のとおり、行政検査場の場所につきましては、一番近いところでは厚生医療センターが主な実施場所になっておりますけれども、先々週に厚生医療センターの運営委員会というのがございまして、それに出席してまいりました。県内の濃厚接触者も含めましたPCRの検査対象が約300名ほどおる中で、厚生医療センターで実施したPCR検査というのが約170から180ということで、6割以上を厚生医療センターの方でPCR検査を実施していると。その結果、今現在県内では約90人ほどの方々が感染者ということで認知されておりますけれども、そういった状況を鑑みますと、議員がおっしゃるとおり、確かに少しずつではありますけれども増えている傾向にあるということでございまして、この辺につきましては福祉保健部といたしましても、男鹿・潟上・南秋の医師会といったところと常に連携を取って対応を早め早めに取り得るような体制は整えてございますので、そういったご心配は今のところはないとご理解を願いたいと思います。

○議長（西村 武） 6番佐藤議員。

○6番（佐藤敏雄） 詳細にわたりありがとうございました。状況を見ながら対応してい

くとのことでもありますので、その辺は強く私も理解はしております。やっぱり一般的に、この補助金のことに関してもPCR検査のことに関しても似たような形になってしまうのですけれども、やはり他市がやっているから本市でもはたしてどうなのかというところに観点をもっていきますと、確かにそれはわからなくもない話でありますけれども、しかしながら、他市がよいことをしていたならば、本市にもよいことは取り入れていただきたいと思うのがこれ人間の心情でありますことから、再三にわたり私は質問をしております。ぜひとも、市民に寄り添ったこちらも最良の検討をしていただきますようご提言を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって、6番佐藤敏雄議員の質問を終わります。

暫時11時30分まで休憩します。10分間休憩します。

午前11時21分 休憩

.....
午前11時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番児玉春雄議員の発言を許します。17番児玉春雄議員。

○17番（児玉春雄） みなさんこんにちは。傍聴者の皆さん大変ご苦勞様でした。

第4回定例会において、一般質問の機会を与您いただき感謝を申し上げます。また当局においては、日ごろより市政発展のためご尽力されておりますことに心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、私は通告に基づき質問致しますが、市長の誠意ある答弁を求めます。

質問事項は1点で、市長の政治姿勢についてお伺いを致します。

市長は平成29年4月に任期満了に伴う選挙で初当選されました。当選時には、石川前市長が事業を計画していたものあるいは事業に着手していたものが多々ありました。特に大きな事業では、昭和こども園の開園やトレイクかたがみの開設を引き継がれ、着実に事業を完了されております。市長自身としては、チーム潟上と称して日本一のまちづくりを目指しております。特に大きな事業としては、交通弱者のため細谷、出戸新町、三軒屋、追分地区にマイタウンバスの運行を開始したほか、現在は市民の学習の場や交流の場等に活用できる天王市民センター（仮称）の建設や待機児童解消のため、天王こども園（仮称）の建設事業に取り組んでおられます。

本市の一般会計における自主財源の割合は令和2年度当初予算で27%であり、財政力

が弱いのは明らかであります。その解消のため、企業誘致を図り就労人口の増加を図ること等が必要なことは市長も十分ご承知のことと思います。また、子どもは国の宝、市の宝であります。

ある町長は、町づくりは人づくり、人づくりは教育にあると言われ、町政運営をされました。その結果、今日では社会の多くの分野で優秀な人材が活躍しております。藤原市長には、市政運営の根幹をなす財政力の強化、未来の人材育成のための各種施策に取り組んでいただきたいと切望するものであります。既にこの4年間で鋭意取り組んできておられますが、健全な市政運営による市民福祉向上のためにも継続は大きな力となります。引き続き、市政発展に努めていただくよう強く願うものであります。

市民からも再度出馬してほしいという声を私に多く届いております。市民からの多くの期待に応えるためにも、引き続き立候補して市政発展のため3万2,000人の代表として舵取りをしていただきたいと思いますが、これ等に対する藤原市長のご所見をお伺い致します。改めて明解なるご答弁を求めます。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先生お述べになったとおり、私は平成29年4月に、任期満了に伴う潟上市長選挙に立候補させていただき、市民の皆様のご付託を受けてからこれまで、石川前市長の事業を引き継ぎつつ、これまで様々な施策に取り組んでまいりました。

その主なものの1つ目は、教育環境の整備であります。

子ども子育て支援の充実を図るため、潟上市幼保一体化施設基本計画に基づく幼保連携型認定こども園整備事業として、旧昭和庁舎のリノベーションによる昭和こども園を平成30年度に開設し、現在は天王地区3園を統合する天王こども園（仮称）整備事業にも着手しております。また放課後、児童の安全安心な生活の場を確保し子育て世帯の支援を図るため、令和元年度に大豊小学校内に大豊児童クラブを開設し、本年度は新たに戸出児童クラブ整備事業に着手しております。放課後児童の保育サービスの向上に努めているところでございます。小中学校の改修については、平成29年度には天王南中学校、平成30年度には大豊小学校の大規模改修事業を実施し、児童生徒の安全安心な学習環境の整備を図るとともに、令和元年度には、市内小中学校の冷房設備設置事業を実施致しました。さらに国のGIGAスクール構想により、学校内通信ネットワークの整備や、

児童生徒1人1台のタブレット端末の整備により、すべての子どもたちの学びを保障できる教育環境の整備に取り組んでいるところでございます。

2つ目として、健康寿命の延伸と子育て環境の整備についてであります。

平成30年10月、市民の健康体力づくり活動を通じた健康寿命の延伸とあわせて防災教育等を通じた防災意識の効用を図るため、健康増進と防災の拠点施設としてトレイクかたがみを開設致しました。これにより、すべての世代の市民の皆様から健康づくりに興味を持っていただき、トレーニングルームや各種健康教室、多彩なイベント等に多くの皆様からご利用をいただいております。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、潟上市子育て世代包括支援センターかたるんを開設し、子育て情報の発信や妊産婦教室、産後ケア事業を行い、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいるところでございます。

3つ目として、企業誘致についてであります。

平成29年、天王縫製株式会社の廃業に伴い、従業員の雇用の受け皿となる山形県に本社のある株式会社TGFを誘致し、再雇用を希望する潟上市民23人全員の雇用を確保することができました。また、昭和工業団地内への8年ぶりの新規誘致として、電気計測機製造メーカーである東洋熱化学株式会社秋田潟上工場、そして平成30年にはプラスチック製品製造業の三井精密株式会社秋田工場の誘致により、延べ62人の雇用を創出することができております。

4つ目として、地域公共交通網の整備についてであります。

平成29年、潟上市の地域公共交通のマスタープランとなる潟上市地域公共交通網形成計画を策定し、駅や地域拠点における乗り継ぎの利便性向上をはじめ、交通空白地帯における必要な移動手段の提供を推進するため、令和元年に細谷、出戸新町、三軒屋地域への新規バス路線の整備を行いました。また平成30年には、マイタウンバスの運賃を150円から100円に値下げし、市民の交通の利便性向上を図っております。

5つ目は、行政組織機構の見直しについてであります。

平成31年4月、行政組織機構の見直しを行い、市民福祉部を市民生活部と福祉保健部に再編し、下水道事業等に公営企業法を適用させることにより、水道局を上下水道局と改めました。また国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金を担当する国保医療班を、長寿社会課から市民課へ所掌替えするとともに、地域集会施設の管理を一元化するために財政課に集会施設管理班を設置するなど、市民サービスの向上と効果的で効率的な行

政運営の構築を図っております。さらに令和2年4月には新たに総務課に危機管理監を配置し、災害派遣などの豊富な職場経験により、専門的な知識と経験を生かした防災及び危機管理に関する施策の推進や各種訓練の企画指導など、地域防災力のさらなる向上を図っております。

一方で、本市の財政状況に目を向けますと、本年に入ってから新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各種対策等にかかる財政出動も相まって、大変厳しい状況が続いております。特に経常収支比率の悪化は財政向上の硬直化を示すものであり、あわせて普通交付税の合併算定替え特例の段階的縮減をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による社会保障費の増大や自然収入の減少等、財源不足に対する懸念もぬぐい切れない状況ではあります。それでも、これまでの財政投資による社会インフラをはじめとする各種公共施設等の整備や、各施策等による市民サービスを提供できていることに関しましては、一定の成果を上げることができたのではないかと考えているところです。

以上のように、みんなで創るしあわせ実感都市潟上を目指し、対話と交流を基本姿勢として市政の運営に努めてまいりました。この間、様々な場面で市民の皆様、議員各位には、多大なるご指導ご支援を賜り、多くの方々に支えられながら市政を運営できましたことに改めて感謝申し上げます。

いずれにしても、市長としての3年8カ月はあっという間に過ぎたというのが実感であり、今日まで無我夢中でそのときどきの本市の行政課題と向き合ってまいりました。現在は、市の最上位計画である第2次潟上市総合計画後期基本計画を策定中であり、厳しい財政状況の中で来年度予算を編成しております。さらに、新型コロナウイルス感染症は収束の気配を見せず、秋田県においても、いくつかのクラスターが発生し予断を許さない情勢です。年明けにあると言われている国の第3次補正予算への対応も検討していかねばならない状況であります。そのような中で、私は次の潟上市長選挙への対応については現在熟慮を重ねているところであります。潟上市長の職責は重いものであります。三万二千余の潟上市民からの付託を再度いただくことをお願いするためには、これまでの行政運営を振り返りしっかりと自己評価をするとともに、今後の4年のビジョン、市政の方向性を示すことが肝要であると考えております。さらに、私をご支援いただいている方々のご意見も踏まえつつ、しかるべき時期に市民の皆様へ、次期市長選挙についての態度表明をさせていただきたいと考えていますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村 武） 17番児玉議員、再質問ありますか。17番児玉議員。

○17番（児玉春雄） 市長、私事の例えで大変申し訳ございません。私も平成11年補欠選挙に出まして、その当時、出たからには最低でも3期は絶対やると。そのくらいの覚悟でなければ当然立候補することもなく、市長にとっても、常にすぐ潟上を日本一にするという気持ちで立って、そして今ここで今も、知事選挙は知事さんが出ると、それから今日の新聞で男鹿市長さんも既に出ると、今日の新聞に出ていました。議会であることであれば、当然一般質問に対して答えるものと思っております。藤原市長も今日ここでいろんなことを考えて、1期目はこれ、2期目はこれ、3期目はこれと頑張っていることはわかっております。そこで市民の期待に応えるためにも、ここで今一度、市長選挙に出馬するかどうかをここで大きな声でもう一度お願いします。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

今先生おっしゃったようなチーム潟上でこの市をぜひ日本一にと、もう教育であるとか子どもの様子を見ると、もう既に日本一になっているのじゃないかなと思うような部分もいつも感じてはいて市長をやらせていただいておりますけれども、その志はまったく変わっておりません。先生はそういったことに、経験も積まれておってということなのですが、ご案内のとおり私の場合は、前の選挙におきましても急遽出馬をして、そして政治の世界というものはどういうものなのかということもまったくわからないままにこの世界に飛び込んできた、言ってみれば新参者であります。さらにはしばらくの間潟上市、天王の方を留守にしておって、こういった状況については事あるごとに先生方から、潟上市はこうなんだよと、天王地区はこうだ、昭和地区はこうだ、飯田川地区はこうなんだというようなことを教えていただきながら、先ほど申し上げたとおり、その日々の行政課題、先生方ご案内のとおり、市役所の中にと日々必ず何かがあるわけで、その対応に私自身がトップリーダーとしては不慣れなこともあって、そこに遮二無二なって対応してきたということが実態であります。ですから、例えば私とその2期目に何を、3期目に何をというようなものがないのかと言われれば、大きいビジョンとしては先ほど言ったようなことがあるということではありますが、はたして私の中にそういったものが今現在この状況の中で確信を持って、先ほどいったとおり4年後、今後4年の方向性はこちらですということが明確になっているかということ、私にはもう少し時間がかかるような気がしています。実際に、例えば今後は現在策定中の潟上市総合計画

後期基本計画等の各種計画とか行政改革大綱などもあります、そういった先ほど質問でも指摘のあった財政構造の見直しであるとかあるいは先生ご指摘のとおり企業誘致であるとか、雇用対策による税収の確保あるいはふるさと納税の強化等による自主財源の確保を目指していく、あるいは歳入規模にあった歳出構造への転換を図れということが必要ではないかと、先ほど瓜生議員の方から指摘がありました、まさにそのようなことはあるであろうと。そして後顧の憂いのないような持続可能な財政状況であるとか市政運営の基本的なもの、合併15年を迎えたそういった基本的なものを目指していかなければならないというそういった漠然とした思いはあります。ただ私自身は先ほど申し上げたとおり、私の一体この今の時点で3年8カ月は何であったのかというような、そういった私が今まで行政の中でやってきた中でも、人に対してもP D C Aサイクルという話は講師を務めたりしてやってきたところであって、そういったことがきちんとできて、そしてビジョンがこういうことになりましたというときに、私をご支援していただいている方々のご相談して、またこの職は、どうあったって自分になりたいってなれるものではありません。周りの方々が、先ほど児玉先生おっしゃったとおり、そういった思いで私を押しただけというようなことがある中で、私は確信を持って市民の皆様は次の4年をやらせてくださいという思いを述べたいと思っています。ですので、本当に新米市長であり新米政治家の私でご叱責を買いそうなどころではありますけれども、今しばらくお時間の猶予をいただきますことをお願い申し上げまして私の答弁とさせていただきます。

○議長（西村 武） 17番児玉議員。

○17番（児玉春雄） 市長、答弁ありがとうございます。

これが本当に私の今最後の切なる思いで、今一度ご答弁をお願い申し上げます。市長、いいですか。いつにするか。しかも、市民といつも一緒に頑張りましょうと、そういうことで当然物事を進めているものと思います。そして頑張っていることもわかっております。だからこそ、市民がこの一般質問にどうかはつきり100%出るとかではなく、前向きに私は頑張りますとそういう素直な答えで、本音、建て前論がありますが、今日は本音で今一度出馬表明に対してご答弁願います。最後です。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） お答え申し上げます。

私の市政が本当に市民を大事にした行政運営であったのかどうかということも、そう

言っていただくのはとても嬉しいし、そう思っていただける方がもしお1人でもいらっ
しゃったとするならば、私はこれほどの光栄なことはないと思って今のお言葉を聞いて
おりました。ですので、今先生から言われた先生の思い、先生からいただいた思いを
しっかり重く受け止め、来年4月の市長選挙は日程も決まりました。そういったことも
あることから、もう後ろは決まっているわけです。ですので、そういったことも私の念
頭の中にはきちんと入れつつ、しかるべき時期にきちんとした形で、市民の皆様に私の
態度の表明をさせていただきたいと思えます。

本当にありがとうございます。

○議長（西村 武） 17番児玉議員。

○17番（児玉春雄） ありがとうございます。

今の答弁を聞いて、市長はかなり前向きだなと私個人的には感じております。どうか
市長の仕事は大変激務でございます。これからも体調には十分に注意をしまして、私か
ら、もう4年間頑張ってくださいことを心からお願いを申し上げて、私の質問を終わら
せていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって、17番児玉春雄議員の質問を終わります。

昼食のため1時半まで休憩します。

午前 11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番藤原典男議員の発言を許します。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 日本共産党の藤原典男でございます。

令和2年第4回定例会を準備されました市長および職員の皆様、本当にご苦労様で
ございます。

9月議会において、インフルエンザ予防接種への補助が市長の決断で決まりました。
たくさんの市民からはありがたい、よかったという声が寄せられておりますので、報告
しながら質問に入りたいと思えます。

私は1つ目、自殺予防対策の取り組みについて、2つ目、男女共同参画について、3
つ目は、除排雪対策について伺いたいと思えます。

1つ目、自殺予防対策の取り組みについて。

人間が家族や職場、地域の中で大事にされ、生きがいを見つけて明るく楽しく過ごし健康で文化的な生活を送り、生まれてきてよかったと思える生涯を送れることは大事なことであります。しかし、誰でも生きていくうえでいろいろな困難にぶつかることも事実ではないでしょうか。困難にぶつかり病気になったりと、一難去ってまた一難の厳しい人生を送られる方もいるでしょうし、困難を解決することができなくなり、自ら命を絶つ方もおります。

警察庁の暫定値としての発表によると、令和2年度の10月までの全国の自殺者は1万7,303人で、秋田県では164人となっております。傾向としては、今年は7月以降が増えています。昭和53年から始めた自殺統計では令和元年が過去最小で、30歳代が11年連続の減少、40歳代、50歳代、60歳代が10年連続の減少でした。

今年は新型コロナウイルス感染症の流行で仕事がなくなり、解雇されたのが6万人ともいわれております。見えないところでの派遣切りは100万人ともいわれております。

自殺の原因・動機は、今日まで健康問題がトップでしたが、健康問題は平成30年と比べ最も大きく減少しているようです。次が経済・生活問題、そして家庭問題、次が勤務問題、男女の問題、学校問題と続くようです。全国の自治体では、自殺予防対策として電話での相談を受けるこころの健康相談、いのちの電話相談、SNS相談、その他の相談先として生活自立支援制度に基づく相談、日本司法支援センター（法テラス）、金融サービス利用者相談室、行政や警察安全相談などの取り組みがあり、秋田県では、ふきのとうホットラインということで、分野別に倒産、法律、金融、経営、消費生活など相談窓口が多岐にわたっておりますが、本市ではどのような取り組みをしているのか次に伺います。

1つ目。自殺予防対策の体制はどうなっておりますか。国、県からの指示はどうなっておりますか。町内の取り組みはどうなっておりますか。

2つ目。今年は新型コロナウイルス感染症が流行しており、コロナ鬱などもあると聞きますが、就職相談を含めた関連の相談はありますか。

3つ目。よかったと思えるような教訓がありましたら紹介してください。

2つ目の問題に入ります。

男女共同参画について。

潟上市の男女共同参画宣言は、性別を超え、世代を超え、地域を越え、あなたらしさ、

私らしさを尊重し、喜びも責任も分かち合いともに生きるまち、みずからの意思でともに参画し、互いの個性が輝く心豊かなまち、すべての人がいきいきと暮らし、次世代を担う子どもたちの夢が広がるまち潟上をめざして、ここに男女共同参画都市を宣言しますとあります。これは平成18年の6月議会において、男女共同参画かたがみ宣言に関する決議が議会の全会一致を受けての宣言で、秋田県では最初の宣言となりました。内閣府男女共同参画局によれば、男女共同参画社会基本法では5本の柱として、①男女の人権の尊重、②制度又は慣行についての配慮、③政策などへの立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動とほかの活動との両立、⑤国際的強調を謳い、国、地方公共団体及び国民の役割を示しています。本市での取り組みをホームページで見ますと、ほぼ1年ごとに行事を開催していることがわかりました。

宣言都市5周年記念事業として、講演会と三行詩コンテスト、男女共同参画社会作り基礎講座の開催、みんなで作ろう災害に強いまちづくり、落語で考える男女共同参画どめすてつく・ばいおれんすの開催、男女共同参画宣言都市10周年記念講演会、介護だって男女共同参画、災害に備えてできることって何だろうの取り組みがありました。また潟上市ハートフル実行委員会という市民グループを立ち上げて活動をしておりませんが、今後の本市の取り組みなどについて伺います。

①今までの男女共同参画への取り組みでの成果をどのように評価しておりますか。

②今後の本市の課題や取り組みをどのように考えておりますか。

③他市町村との交流、教訓などがありましたらお知らせください。

次に、除排雪対策について伺います。

冬期間の降雪により、雪がたまった道路や路面凍結などは通勤・通学や社会生活にも大きな影響を与えます。昨年は降雪があまりなく、市民からは、去年みたいに雪がなければいいという声が聞かれます。降雪は例年並みということですが、本格的な冬になってみないとわかりません。降雪になれば、除雪に携わる除雪業者の皆さんや市の担当者の方にもご苦勞をおかけすることになりますが、市民に喜ばれる除排雪作業を期待するものです。そこで除雪に対する市民の声ですが、次のことにお答えください。

①市の社会福祉協議会が事業主体で行っている軽度生活援助事業は、市が認めた高齢者の方に対し1回2時間まで12回利用できる制度がありますが、除雪に限らず除草にも利用できます。利用料金は1時間200円と安くて喜ばれておりますが、料金はそのまま据え置いて、冬期間の除雪にもっと使えるように利用できる回数を増やしていただきたい

いという声がありますがどうでしょうか。

②町内会が行う除雪排雪作業に対して、要請があれば本年度も行うべきと思いますが見解を伺いたいと思います。

③車を運転しない方にとっては、冬期間の足は引き続き市内循環バスが重要な交通手段です。しかしバス停付近が降雪などにより、乗降の際に雪を漕いで行き待たなければならぬ、バスを降りたところ路面凍結で危険であったなどの指摘がされております。市内循環バスへの安全な乗降のためにも、バス停付近の降雪対策も必要ではありませんか。見解と対策を伺います。

4つ目。公道での轍への対策、通勤・通学の歩道確保についても考え方、対策を伺います。

以上で壇上からの質問を終わりますが、ご答弁宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、12番藤原典男議員の一般質問の1つ目、自殺予防対策の取り組みについてお答え致します。

ご質問の1点目、自殺予防対策の体制と国、県からの指示、町内の取り組みについてお答え致します。

国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定され、それまで個人の問題とされてきた自殺が、社会の問題として広く認識されるようになり、国をあげて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にありました。しかし自殺死亡率、これは人口10万人当たりの自殺による死亡者数で計算致しますが、主要先進7か国で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準になることから、平成28年に同法が改正され、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進し、生きるための包括的支援として実施していくため、すべての都道府県及び市町村に対し、自殺対策計画の策定が義務化されました。このことにより、県では秋田県自殺対策計画を平成30年3月に策定、市では潟上市自殺対策計画を平成31年3月に策定しております。

本市の計画では、誰も自殺に追い込まれることのない潟上市を基本理念とし、市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための生きる支援の関連施策を掲げ、全庁を挙げて現在施策に取り組んでおります。また市民を対象に、身近な人の変化に気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ活動をするメンタルヘルスサポーターやゲートキーパーの養成を行っており、地域における心の健康づくりや自殺予

防活動の推進に協働、参画していただけるよう取り組んでおります。

国、県からの指示としては、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、国からの緊急要請として令和2年9月10日付けで厚生労働大臣から国民に向けたメッセージと、各都道府県知事へ様々な相談体制との連携と、相談者の状況に応じた適切な支援につながるよう、管内市町村へ助言する旨の内容が県を介して通知されております。

次にご質問の2点目、新型コロナウイルス感染症関連による相談についてお答え致します。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急事態宣言が解除されたのち、それまでの外出の自粛や環境変化により身体的、精神的ストレスや経済的不安を抱える人に対し対応すべく、市では総合相談窓口を総務課に開設し、必要に応じて分野ごとに担当課へつないでおります。またこれとは別に、健康推進課では、健康相談やこころの相談支援を行い、必要に応じて関係機関へつないでおります。さらに、より専門的な相談に対応できるよう、臨床心理士と保健師による、こころの健康相談会を毎月開催し、相談支援を行っております。

メンタルヘルスサポーターに対しては、自身ができる範囲で地域の人の見守りと、不安や悩みがある人を市へつないでいただくよう協力を依頼しております。また、就職活動は市では実施しておりませんが、生活困窮相談に来られた方へ就労相談は行なっております。

ご質問の3点目、よかったと思えるような教訓についてであります。自殺の背景には経済・生活問題、健康問題、家庭問題、勤務問題など、様々な社会的要因が複雑に関係しており、1人の自殺を防ぐためには、支援する側の連携支援が不可欠であります。自殺対策基本法でも、自殺対策は、生きることの包括的な支援であることが明記されております。今般の新型コロナウイルス感染症の影響もある中、対策に取り組むため市内の横断的な相談体制の維持・強化のほか、自殺対策に取り組む民間団体、企業などの関係機関、地域において活動するメンタルヘルスサポーターやゲートキーパー、そして何より市民一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進することが重要と再度認識しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な対策がなされる中、悩みを抱える人への情報が行き届くよう、これからもきめ細かな相談を行うとともに、自殺予防対策の積極的な取り組みを実践してまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 12番藤原典男議員の一般質問の2つ目、男女共同参画についてお答え致します。

ご質問の1点目、今までの男女共同参画への取り組みでの成果をどのように評価しておりますかにつきまして、本市において、秋田県内初となる男女共同参画都市を宣言してから14年が経過しました。この間男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を市の重要政策のひとつに掲げ、潟上市男女共同参画推進計画（ハートフルプランかたがみ）を策定し、市民向け研修会の開催など、様々な取り組みを進めてまいりました。以来2度の改定を経て、本年度は第3次推進計画の最終年度を迎えております。現在、次期推進計画の策定を進めておりますが、現計画の進捗状況や成果・課題の洗い出しに加え、市民1,500人を対象とするアンケート調査を実施し、市民の意識の変化等も定量的に分析しております。その中で、男女間の不平等感の有無については、家庭と学校において、前回調査よりも改善が図られております。また性別役割分担意識、いわゆる男は仕事、女は家庭という考え方については、肯定的意見が大きく低下し否定的意見が大きく増加しております。さらに仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実態については、男性で仕事に加え、家庭生活を優先するという割合が増加しており、理想形に近づいていることがわかりました。

現在の第3次潟上市男女共同参画推進計画（ハートフルプランかたがみ）に掲げた主な取り組みの約8割が目標どおりに進んでいると評価しておりますので、これまでの地道な取り組みがこのような結果として現れ、男女共同参画社会の実現に向けて着実に前進しているものと捉えております。

ご質問の2点目、今後の本市の課題や取り組みをどのように考えているかについてですが、市民アンケートの結果では、職場や地域社会における男女間の不平等感が依然として多く残っていることがわかっております。またDVやセクハラの事案も見受けられ、その被害の多くは女性でありました。これらの解消に向けて、さらなる啓発等が必要であると考えております。さらに近年では、性の多様性を認め合い、性的マイノリティーへの差別をなくす運動も盛んになってきていることから、この10月には、本市でも市役所職員を対象にLGBTQへの理解を深める研修会を実施しております。

ご質問の3点目、他市町村との交流、教訓などにつきまして、自治体間の交流は現在特にごさいませんが、本市には地域に根付いた男女共同参画を推進していくため、潟上

市ハートフル実行委員会が設置されております。定例の勉強会に加え本市や県、周辺市町村の事業への協力活動などを行っております。このメンバーには潟上市民のみならず、周辺市町村の方も加わっており、情報交換等を通じた交流も行われております。このような市民等の活動は非常に重要であることから、今後も協働しながら男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 続きまして一般質問の3つ目、除排雪対策についてお答え致します。

ご質問の1点目、軽度生活援助事業の利用できる回数を増やしていただきたいという声があるかどうかについてお答え致します。

軽度生活援助事業は、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者などの自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止することを目的に実施しております。実施主体は潟上市で、これまで潟上市社会福祉協議会のシルバー人材センターへ業務委託しており、法人化により令和2年度から、委託先が一般社団法人潟上市シルバー人材センターとなっております。

本事業の利用対象者は、市内に居住地を有するおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の援助が必要なものとなっております。

本事業で行う主なサービスとしては、庭、池垣、庭木等家周りの手入れと雪よせ、これは玄関等から直近の公道までの通路の確保となっておりますが、派遣時間及び派遣回数はおおむね1回2時間以内とし、年12回を上限としております。

1時間当たりの利用料については、生活保護世帯が無料、その他の世帯が200円となっております。

なお、令和2年度の市からシルバー人材センターへ支払う委託料の単価は、1時間当たり1,210円となっております。

本事業の流れであります。利用者から利用申請書を提出していただき、市では対象者であるかどうかの審査を行い、軽度生活援助事業利用決定通知書を申請者に通知するとともに、事業依頼書により委託先であるシルバー人材センターに依頼しております。利用者からの申し込みを受け、シルバー人材センターでは、近隣にお住まいになる会員を派遣して対応しております。

過去4年間の雪よせに関する利用実績については、利用者実数・延べ利用回数・平均利用回数の順にそれぞれ申し上げますけれども、平成28年度が109人延べ745回平均で6.8回、平成29年度が86人607回7.1回、平成30年度が68人457回6.7回、令和元年度が57人265回4.6回となっております。降雪量により増減はありますが、平均利用回数については7回前後となっております、現状では範囲内に収まっております。

ご質問にあります利用できる回数を増やしていただきたいという声については、平均利用回数が上限に収まっていること、雪降期が12月から2月の3カ月間であること、市の持ち出し分が1時間当たり1,010円になること、また対応できるシルバー人材センター会員数からしても難しい状況にあると思われませんが、シルバー人材センターにおいては、雪よせのみに対応する会員を現在募集中であると伺っております。まずは制度を周知して登録する利用者数を増やすこと、また、それに対応するシルバー人材センター会員を増やすことが先決であることをご理解いただきたいと思います。

ご質問の2点目、町内会が行う除排雪作業に対して、要請があれば本年度も行うべきと思うが見解はについてお答え致します。

自治会及び自主防災組織などで高齢者世帯等の除排雪作業を行う場合には、あらかじめご連絡をいただいたうえで、小型除雪機械及び軽トラックの貸出しを行っており、本年度も各自治会長宛に通知いたしました。引き続き、必要な場合はご活用くださいますようお願い申し上げます。

次にご質問の3点目、バス停付近の降雪対策についてお答え致します。

潟上市マイタウンバス、バス停付近の除雪については国道、県道、市道それぞれの道路管理者による道路除雪作業の際に配慮して行っております。

現在、市内に設置されているバス停は、市のマイタウンバスで128基ございますが、そのすべてにおいて個別に除雪作業を行い、路面凍結を解消することは人員的・作業効率的な観点からも困難な状況となっております。そのため、バス車内において、路面凍結による転倒防止などの注意喚起を行うとともに、必要に応じてバス停のパトロールや、マイタウンバス運行事業者からの積極的な情報収集に努めたうえで、できる限りの対応により市マイタウンバス利用者の利便性と安全性の確保に努めてまいります。

ご質問の4点目、公道での轍への対策、通勤・通学の歩道確保についても考え方、対策を伺いますについてお答え致します。

基本的な除排雪作業は、交通量の少ない深夜から早朝にかけて行い、バス路線などの

幹線道路は午前6時、その他の路線は午前7時までの完了を目指して実施しています。また歩道の除排雪については、小型ロータリ除雪車・ハンドガイド式小型除雪車で実施し、市街地の歩道でバス路線、住宅地で歩行者が多い地域及び通学路を重点的に行っています。

なお、重要なライフラインのひとつである車道及び歩道の通行を確保することが、道路管理者として一番の責務であります。特に冬期間は、降雪や積雪量の増加により、路面の凹凸や轍の発生、強風による吹きだまり、また降雨や気温上昇時の融雪に伴う通行障害などが予想されますので、パトロールの強化や初期除雪の実施に努め、市民生活に支障となるような状況を未然に防止し、誰もが安全・安心に生活できるように万全の体制で除排雪作業に臨むようにしてまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原議員、再質問ありますか。12番藤原議員。

○12番（藤原典男） まず、自殺対策予防についてなのですが、答弁の中でお話していましたが、個人の悩み事とか動向というか、ちょっとしたところを気をつけて見るということも答弁の中でありましたけれども、やっぱり基本はお互いの声かけとあとは相談体制だと私は思うのです。それでいろんな相談がありますけれども、各分野ごとにいろいろな対応の仕方があると思うのですが、そこら辺は十分な体制になっていますか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、相談体制でございますけれども、先ほどの答弁でもありましたように、行政側の相談体制としましては十分にあるのかなとは思いますが、その行政側の体制だけでは十分でないということは議員ご承知かと思っておりますけれども、やはり大事なものは、周りの方々がいかにその悩みに気づくのか、それといかにその相談があった場合に耳を傾けるのか、そしてまたおかしいなと思った人にいかに声をかけるのか、そういった身近な方々がやはり早めに気づいてそれに心を寄せてもらう、それによって、解決できないものについては早めに行政の方に相談をしていただき、行政側が必要な機関につないで本人のための未然防止につなげるという体制が大変重要だと認識しております。ですから行政側だけではなくて、市民の方全員がそういった方々に気をつけるような体制を整え

るのがやはり一番重要なのかなど。そのためには行政側で実施しておりますメンタルヘルスサポーター、そういった講座に多く参加していただいて、自殺予防というのがどういふものなのかということも学んでいただきながら、自分の周りの方々に注意を払っていただければと考えています。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 今答弁でもありましたけども、やはり身近な方のいろんなちょっとした動向とか悩みをこそっと言われたこと、やっぱり的確にとらえるということが大事だと思うのですけれども、町内会においてもそういういろんな問題が起きたとき、対応策としてのマニュアルというものを、やっぱり町内の方にも役員の方にも開示して進めていくということが大事だと思うのですけれども、そこら辺はどうなっていますか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご提言、大変ありがたいと思っております。このあと、そういった様々なこれまでの講座等で作った資料等もございしますので、やはり理事長あてそれから各団体あてに、そういったマニュアル等作成致しまして、早急に配付できるように努力してまいりたいと思います。どうか宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 2つ目のコロナ鬱の関連のことなのですけれども、今コロナにうつった方が、本人もそして家族も、周りの地域の方からもう近づくなとか村八分的な仕打ちを受けて、それがいろんな関係で自殺に追い込むということも考えられますけれども、そういうふうな偏見とかいじめに対する対応としては、やっぱりこれからこういうふうにしていかなきゃいけないのだよ、大事にしていかなきゃいけないのだよということの対応の仕方も変わってくると思うのです。そこら辺については、そういうふうな指示というか偏見をなくしてまともに付き合っていきましょうというものはきていますか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

コロナの感染によります差別、偏見そういったものの、あとはいじめ、そういったものの防止策につきましては、国、県からも、各分野において様々な対応をきちっと取るようにということで連絡がきてございます。一般質問の、このあと明日やりますけれども

も伊藤正吉議員からも同じような質問が出ておりますけれども、やはり行政と致しましては、そういったものがないようにということで、事前に周知するというのがやはり第一なのかなと心得ておりますし、また各団体、各機関そういったものと連携を取りながら、そういった偏見や差別につながらないように、個人情報をきちっと確保しながらコロナの感染の予防に努めていくというのが一番大事であると心得ております。どうか宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 2つ、予防対策の取り組みについての③なのですけれども、悩みを抱える人への情報が届くようにというようなことの答弁もありました。これは大事なもので引き続き頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、大きな男女共同参画についてに入りますけれども、いろいろ答弁がありました。この男女共同参画については、やはり大事なものは市民の中での認知度、こういうふうな宣言があるのだけれども、こういうふうにしていかなきゃいけないという取り組みいろいろやっているのですけれども、1,500人の方からアンケートを取った結果、いろんなことがわかったという説明がありましたが、市民の中での認知度についてはまだまだこれからの取り組みだとは思いますが、そこら辺はどうなのでしょう。どのように考えていますか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

男女共同参画につきまして、市民の認知度はどういうものかということだと思いますが、おっしゃるとおり、あまり認知されていないのかどうかはちょっとわかりませんが、実際は、潟上市のハートフル実行委員会というものを設置して、さらに定例の勉強会に加え、本市や県、周辺市町村への事業の参加をしながら共同活動を行っております。ですので、あと市民の周知に関しましては、もっとまだまだこれから足りないところは伸ばしていかなければいけないと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 今後の本市の課題や取り組みについてなのですけれども、アンケートの結果、いろんなことがわかったという答弁でしたけれども、性の対応性も含めてこれから取り組むべき方向が、私はしっかり捉えられたのではないかなと思うのです。

が、そこら辺の評価はどのようにしていますか。まだ不十分なのか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） この取り組みであります。今現在、第3次の共同参画推進計画の中で市民アンケートを実施しております。その中で、性別による役割分担や、まだまだDVやセクハラなどの問題に関しましては、市民にとってほかの政策に比べて重要なものとはあまり感じられていないように思われますので、さらなる啓発が必要と考えております。ですので、次期計画にはそれらを踏まえまして、次期計画に盛り込みたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 次期計画に盛り込むということで、私もそれはアンケート取りながらの結果だと思いますので、ぜひ頑張ってください。

それで③なのですけれども、市町村との交流、教訓ということでは、ほかの市町村の方も参加しているという話も聞きましたけれども、私やっぱりこれは先駆けて宣言したわけですから、その後遅ればせながらもほかの市町村も宣言しているわけなのですけれども、ここはやっぱり交流等が私は必要なんじゃないかなと思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

今現在は、他市町村との交流は行っておりませんが、先ほども申しましたけれども、周辺市町村の方も加わっておりますので、そういう情報交換を通じて交流も行ってありますが、今後は、他市町村との交流も必要なかなと思っておりますのでご理解をお願いします。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 除排雪対策について伺いたいと思います。

社会福祉協議会がやっている軽度生活援助事業ということで、私回数増やすべきだということをまずお話しましたけれども、実績をさっき答弁受けましたけれども、そうすれば回数を増やす必要ないんじゃないかなと一見は思うのですけれども、いろんな方もおりますし、平均的にはこういうふうな6.8回だか7.1回とか6.7回とかというふうになっていますけれども、必要な方はやっぱりもっと12回以上ということも私は必要としていると思うのですよ。ですからそこら辺の声を聞いて、ちょっと検討する余地がある

のじゃないかなと思うのですけれどもどうでしょう。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

確かに、限度額12回を超えている方を調べてみました。そうしますと、そういう方につきましては、春から秋までの草取りの回数が通常の方より倍近く多いという結果が出ておまして、そのためにどうしても冬場の、降雪量にもよるのですけれども、場合によっては回数を超えるような場合があるとシルバーの方から調査の結果をいただいております。ただ議員がおっしゃるとおり、場合によっては当然必要な回数12回で収まらないということもあり得ると思いますので、そういった面につきましては、全体の予算とあと公平、公正な観点からも、できる範囲内で柔軟に対応できる部分があれば柔軟に対応できるようにちょっと検討してみたいと思います。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） ①の中での答弁では、こういうふうな制度の周知とそれからシルバー会員の募集というのも答弁の中で述べられましたけれども、これやはり重要なことだと思いますので引き続き頑張っていただきたいし、それから必要な方にとってはもうちょっと検討して、必要であれば回数を増やすということで検討していただきたいということを思います。

それで②番なのですけれども、町内会からの要請ということなのですが、先ほど軽トラックとか小型除雪機とかいうことも、町内会長に必要であればということで指示出したようのですけれども、大きな町内になれば、やはり大きなダンプということも必要になってくると思うのです。そこら辺については、大きなダンプをお願いしたこともある町内もあるのですけれども、そこら辺の大型ダンプについてはどうでしょうか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 藤原典男議員の質問にお答え致します。

大型ダンプということですが、現在市では、直営という形でダンプを2台所有しております。降雪の状況にもよりますが、市でも直営機関の路線の除雪とかもやっております。各自治会長から要望があれば、その時間とタイミングにもよると思いますけれども、できることがございますれば協力してまいりたいと考えておりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） このことについてはわかりました。

それで③のバス停周りのことなのですけれども、できる限りの対応をするというふうな話されましたけれども、話を聞けば、やっぱりバス停まで付近が雪積もっていて漕いでいくとか路面凍結だとかということ、私は怖いからお金はないけれどもタクシーを利用するという方もいるのですよ。そういう声も聞かれました。できる限りの対応をするということなのですけれども、町内会への協力とかシルバー人材とかいろんな方法があると思うので、そこら辺についてはできる限りの対応の中身について、ちょっと今考えていることありましたら述べていただけませんか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

バス停付近の除雪であります、基本的には道路の除雪の際に行っているところでございますが、先ほども答弁しましたけれども百二十何カ所あるわけです。なので、その中では民家もないところもあるでしょうし、吹き溜まりもなっているところもあるでしょうし、あと凍っている場所もあると考えておりますけれども、同時に、民家がないところは極端にすぐに対応しなくてもいいのかなとは思っておりますけれども、なかなか民家あるところでも大雪降られた場合などは、除雪をした雪がだんだん道路の端っこに寄せられてだんだん溜まっていくわけです。そうすると、どうしても寄せきれない場合が出てくるということでもありますので、それは人力で全部やるのはなかなか物理的にかなり不可能に近いと考えておりますので、道路の排雪とかにあわせて一緒に溜まった雪を、バス停付近の雪も同時に排雪するような対応をしたいと考えております。また、バスの中にも注意喚起をしながら利用者、要は周知して、安全性を確保したいと考えております。

あと、シルバー人材センターの委託等を考えているかということですが、先ほどもシルバー人材センターの人材も、やっぱりそれなりにあまり多くはないと思いますので、今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 1つの方法として、冬期間でもバスを利用していただくと安全に利用していただくということでは、お金はかかるのですけれども何人かの方を、何人に

なるかわからないのですけれども冬期間の間でもこのために雇用して、今日はこっち、明日は向こうとか、昭和、飯田川、来週は向こうとかという体制も、考えようによってはそういうことも考えられるのじゃないかなと私は思うのですけれども、そこら辺はどうでしょう。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

今藤原典男議員から質問を受けていることの全体にも言えることなのですが、これは様々な議論はありますが、今菅総理は、自助、共助、公助という話をされています。まず自分でできることは自分でし、そして地域それぞれの助け合いでできることはそれぞれやっていき、それでも負いきれない場合は行政等のセーフティーネットでもって公助でそこを何とかして国民、市民の幸せにつなげたいということだと思えます。バス停さらにはその除雪作業、ほかの自治体にあってはそういった青年たちがボランティアを結成して、それこそボランティアで高齢者宅を訪れてやっているということもありました。これもすべて我々行政が誘導してやるべきことなのかどうか。私はそういう背中を押せということであれば必要なのかもしれませんが、必ずしも、すべてそれを公が引き受けてということになれば当然対価が必要になります。これは、あとは議会の皆様方とのご相談ということになるわけですけれども、そういった優先順位の中で、我々はそういった財源をどう捻出し、どのようにすべきかということを考えねばならないというような時期にきているような気が致します。気持ちは、私の中でもバス停に雪があればそれは滑りますから、それはいってと。それで先ほど申し上げたとおり、注意喚起というのはそれは置いておいても、必要があればそういったバスの運転士さんからの我々への連絡に基づいて、我々の職員スタッフででき得るかぎりその除雪作業を試みたりということのセーフティーネットは張りたいと思っております。ですが、我々はそのに近づきたいとは思いますが、100%それではそういったことがすべて我々公の方でできるかと言われれば、私は必ずしもそうではないと思っております。ですから、その場合の優先順位として、何を我々はそこで予算の中に組み込み、そういったものについては、今のご提案はご提案として受け止めますけれども、皆さんでまた議論もいただきつつ、私どもこういったものに対応してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 私短絡的に金のことを出しましたが、まずは町内会の協力を得てもらうかどうかということも含めて、ぜひ最初はできる限り頑張ると話したので、ぜひ安心できるような取り組みをしていただきたいと思います。

それで4つ目、轍の問題とかそれから通勤通学の道路確保についてなのですが、日々降雪した際に、シャーベット状になればハンドルも取られるし、轍になれば細い道路では3本になれば交差もできないということで、そういうふうな状況を、市の方でいち早く状況をつかむということが私は大事だと思うのです。ですからそういう点では、そういうふうな状況をつかむという点では今までもやってきたと思うのですが、そこら辺の取り組みというのはどうなのでしょう。道路状況の。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 藤原議員にお答え致します。

積雪の状況等の把握につきましては、日々雪が降れば、それこそ都市建設課職員が3班に分かれまして市全体の道路を見ているわけです。そのほかにも実質の委託業者の方々からもパトロールをしていただいております。そういう形でできるだけそういう状況になった場合の対処を、万全の体制であたっていくようにしておるところでございます。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 市民に喜ばれる除排雪対策をしっかりとやっていただきたいと思います。ことを要請致しまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって、12番藤原典男議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は14時35分。

午後 2時24分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番菅原理恵子議員の発言を許します。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） お疲れ様でございます。

まずはじめに、コロナ禍で大変な中、医療福祉従事者はもとより、幼児教育・保育関係に携わっていらっしゃる皆様へ御礼申し上げます。

私はこのたび、保護者の声をどこまで届けばよいのかだいぶ悩みました。でも代弁者として、差し支えない程度に保護者のごく一部の声ではございますが届けることと致しました。

市立保育園で受け入れていただけず、当初民間の保育園にお世話になりましたが、市立と民間の質の違いにびっくり致しましたという方も現にいらっしゃいました。確かに、孫たちも卒園まで3カ所の保育園にお世話になりましたが、園によって色が違います。色とは、雰囲気であったり質であります。色の違いは多少あってもよいのかもしれませんが、改善が必要ではないかという思いに至っております。そういった点をとっても、有能な幼児教育アドバイザーの力を発揮できずにいるのではないかと危惧しているところであります。これは誹謗中傷といった次元のものでものを申しているものではございません。ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

それでは、今定例会では大きく2点にわたり質問させていただきます。

大きな1点目。1子ども・子育て支援事業計画等について。

すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を提供するという理念のもと、平成27年4月から子ども子育て支援制度が施行されました。また平成29年3月末には、新しい幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型こども園教育・保育要領が告示されました。大きく変わりゆく時代だからこそ、保育者一人ひとりが幼児教育の質の向上に向けて意識高く持つとともに、互いに学び合い高め合う協同体の構築が不可欠になります。

本市においては、質の高い幼児教育を実施することを目指して、市内の幼稚園・保育園・認定こども園等を巡回して指導・助言等を行う幼児教育アドバイザーを配置致しました。本市の第二期、子ども・子育て支援事業計画の中でも、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有するアドバイザーにより、教育・保育施設等への訪問支援を通じて、教育及び保育内容や指導方法、指導環境の改善について助言を行うもの。取り組みとしては、各園における研修のリーダーの育成や公開保育研究会を実施し、施設の種別を超えて学び合う体制を構築することで、市全体の保育の質の向上に努めていくことを方向付けしております。また幼児期の教育・保育事業の一体的な推進では、近年では保育の提供に必要な保育士数の不足により待機児童の問題が生じていることから、この解決に向けて、施設整備の検討や保育士の確保に努めることが掲載されております。それにも関わらず、大いに期待しておりました大事な人材が、これから園長先生になるであろうという主任が中途退職するということがございました。孫を迎えに行く機会があり、

園の様子を見聞きしておりますと課題等も見受けられます。お子さんを別々の園に迎えに行っている中で、兄弟姉妹は同じ園に通園が望ましいこと。中でも園児お迎え時の待機場所にも格差があるみたいです。ある程度の足並みはそろえていただきたいと思うのは皆さんのご意見だと思いますがいかがでしょうか。

こういった観点をふまえて次の点についてお尋ね致します。

大きな1点目。重要な役割を担う幼児教育アドバイザーについて。

①アドバイザーの任期は何年でしょうか。また更新についてのお考えはいかがでしょうか。

②保育の質の向上、今後の課題も含めた事業評価についてはいかがでしょうか。

③優秀な人材を失ったことをどのように捉えておりますでしょうか。

大きな2。園児お迎え時の待機場所について。

屋外で待機、風除室内で待機と園によって様々であることから、風除室内で統一を図っていただきたいがいかがでしょうか。

3点目。天王こども園（仮称）が開園することにより保育者数が緩和されます。そのことにより、0歳児から2歳児までの受け入れ可能な人数を年齢別にお知らせください。また、年度途中からの受け入れはするのでしょうか。

大きな2点目。社会的処方について。

まずはじめに、社会的処方とはについて触れておきたいと思います。

イギリスの国民保健サービスにおけるプライマリケア医療職が行っている医療実践の1つだそうです。イギリスのGP（かかりつけ医）は、患者本人にとって重要なことに焦点をあて、その健康と福祉に対して総合的なアプローチを導き出す役割を担っています。例えば、アルツハイマー型認知症に罹患している独居老人を診察した場合、診察日以外は自宅に閉じこもっていて、心身に悪影響を及ぼしていると診断すると、自治体のケースワーカーや保健師に、日中の居場所確保と日常生活支援の必要性を処方する社会的処方を行います。この社会的処方は、有効性として高いエビデンスレベルではないものの、入院、外来受診、救急受診の減少が認められたとのこと。

それでは、本題に入りたいと思います。

社会的処方は、孤立しがちな高齢者に医師が薬の処方に代えて、地域の運動サークルやボランティア活動などの機会を紹介したものです。運動や社会参加を促すこととして、健康の改善や介護予防を図るねらいがあります。鹿児島市の南風病院では物忘れ外来を

受診し、軽度認知障害のリスクがあると診断された高齢者には、希望に応じて医師が地域活動を勧める社会的処方箋を発行しているそうです。処方箋をもらった高齢者は、病院内の社会的処方研究所で、持病や体力に応じ健康体操などを行う通いの場や、有償ボランティアにつなげている。処方箋や紹介費用は無料だそうです。同院で事業担当する吉永氏は、これまでは軽度認知障害と診断されることができても、治療薬がないためその後の対応ができていなかったが、社会的処方があれば、高齢者運動や社会参加につながる選択肢ができ、軽度認知障害のリスクも減らせると考え導入した経緯を語っております。昨年度同院で、社会的処方箋の発行を受けた高齢者は43人を数えていて、通いの場に参加してから表情が明るくなるなど、改善がみられる高齢者は多いとのこと。熊本健康支援研究所の田村さんは、1人では通いの場への参加、継続ができなかった高齢者が、医師からの後押しで踏み出されると強調しております。また、山口県宇部市でも、社会的処方につながる取り組みを進めており、生活習慣病のある40歳以上の人向けの運動プログラムを紹介する事業を展開しております。市内の医師会に協力を仰ぎ、医師が運動希望者の診療情報を確認のうえ、専用の運動プログラムを紹介する、持病があっても安心して運動ができ、参加者の血圧や悪玉コレステロール値の改善など成果も出ているとのこと。社会的処方は今年7月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針、骨太方針にも初めて盛り込まれました。今後、厚生労働省では、多職種共同による医療・介護連携支援体制と、地域支援やサービスの提供創出を目的とする介護予防・日常生活支援総合事業をベースに、社会的処方の実装を目指すことで、日本における地域包括ケアシステムの中での社会的処方のシステム構築を目指すモデル事業の実施を検討する方針となっております。

以上の観点からお伺い致します。

①経済財政運営と改革の基本方針に初めて盛り込まれました社会的処方の導入についてのお考えはいかがでしょうか。

②健康づくりを行っている自主サークルがありますが、活用することと位置づけについてのお考えはいかがでしょうか。

③生活習慣病のある40歳以上の人向け運動プログラムを紹介する事業の展開についてのお考えはいかがでしょうか。

以上、檀上から大きく2点について質問致します。ご答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、3番菅原議員の一般質問の1つ目、子ども・子育て支援事業計画等についてお答え致します。

はじめにご質問の1点目、重要な役割を担う教育アドバイザーについての①アドバイザーの任期は、また更新についてのお考えはについてお答え致します。

幼児教育アドバイザーは、会計年度任用職員として任用しています。そのため、任期は1年で、更新については、潟上市会計年度任用職員の任用等に関する規則に基づき管理職が面談等を行い、継続して任用が可能である場合には再度任用することが可能であります。幼児教育・保育に対する専門的な知見や豊富な実践経験をもつこうした人材を継続的に確保し、引き続き市全体での教育・保育の現場における質の向上に努めていきたいと考えております。

次に、②の今後の課題も含めた事業評価についてお答え致します。

幼児教育アドバイザーの配置については、令和2年度から令和6年度までを計画年度とした、潟上市第2期子ども・子育て支援事業計画の中に、今年度新たに位置づけた取り組みであります。この潟上市子ども・子育て支援事業計画の各種事業の進捗評価については、潟上市子ども・子育て会議において、毎年度審査及び評価を行っております。今年度の進捗評価については、令和2年度の事業を終えた令和3年度に行うこととなりますが、本年度ここまでの状況を踏まえてお答え致します。

まずこの取り組みの概要としては、教育・保育施設への訪問を通じて、教育及び保育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言を行うこととしており、具体的には、各園における研修リーダーの育成をすること、公開保育研究会を実施し、施設の種別を超えて学び合う体制を構築することを通じて、市全体の保育の質の向上に努めていくこととしています。

取り組みの一例を申し上げますと、今年度研究会や研修会のほか公開保育を、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で開催いたしました。その際は、市内の民間6施設、公立7施設の全ての施設から参加があったことは、地域や施設の種別の垣根を超えて学び合う体制の構築を図ることへつながると評価を捉えています。

また課題としては、子ども・子育て支援新制度に伴って新たな保育指針や教育要領等が示されている中で、本市の全ての教育・保育施設がこうした新たな方向性に沿って運営されているか、実態を定期的に把握し、必要な改善に努めていくことと捉えておりま

す。例えば、施設の運営方針や指導計画等は、新たな制度や保育指針等のポイントを取り入れているか、子どもたちの育ちに関わる保育者が教育・保育全般について共通理解し、協調性を欠かさずチーム力を発揮できる職場環境づくりが図られているか等について、アドバイザーの巡回訪問を通して把握し、この結果を園長会議や主任会議等にフィードバックして、運営の改善につなげていくことが重要と考えております。今後も、市全域の保育の質と専門性の向上のために、訪問により把握した各園の教育保育課題と市全体の共通の課題を検証し、それらを解決するための事業を進めてまいります。

次に、③の優秀な人材を失ったことに対する捉え方についてはお答え致します。

議員の御指摘のとおり、今年度の途中で園職員の退職がありました。私どもとしても大いに期待していた優秀な人材を失うことは残念な思いではありますが、一般的に、退職の理由には個々人の事情があり、引き留めることはかなわないことですので、今後も、これまで以上に人材育成と働き甲斐のある職場づくりに努めてまいります。

ご質問の2点目、園児お迎え時の待機場所についてお答え致します。

今年度は、通常の衛生管理に加えて、昨年度から続いている新型コロナウイルス感染症対策のため、施設内の消毒作業や運営管理を行いながら園児の受け入れを行っております。アレルギー疾患や障がいなどのある園児もおりますので、園内で新型コロナウイルス感染症以外の感染症対策にも配慮し、徹底した衛生管理の中で保育を行っているため、現在は園舎の玄関先での受け入れとし、園内での受け入れを行うことができない状況にあります。各園により、施設の状況や送迎時の混み合う時間帯、送迎状況が異なるため、保護者への受け渡しはそれぞれの施設の状況に応じた対応として、保護者に協力をお願いしております。こうしたことから、議員御指摘の、お迎えの際に風除室内での待機として統一できないかということに関しましては、各施設の状況に応じながら、待機していただく場所の確保と迅速な受け渡しについて、園への指導をしておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

ご質問の3点目、天王こども園（仮称）開園時の0歳児から2歳児の受け入れ可能数を年齢別に、また年度途中からの受け入れは可能かについてお答え致します。

天王こども園（仮称）を幼保連携型認定こども園として運営する際の認可定員を280名と予定しており、年齢別の受け入れ可能数については、0歳児は18名まで、1歳児及び2歳児はそれぞれ40名まで受け入れる予定として、基準面積に応じた整備を進めております。また年度途中の入所を希望する方についても、市内全園で申請が可能であり、

入園審査を経て定員に空きがあれば受け入れ致します。

以上であります。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 続きまして、一般質問の2つ目、社会的処方についてお答え致します。

ご質問の1点目、社会的処方の導入についての考えはについてお答え致します。

本市では、平成29年度より、地域支援事業において介護予防・日常生活支援総合事業及び在宅医療・介護連携推進事業により、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを実施しております。

介護予防・日常生活支援総合事業では、一般介護予防事業として、地域での介護予防教室とテーマ別の教室を開催しているほか、在宅医療・介護連携推進事業では、潟上市在宅医療・介護連携推進会議を設置し、男鹿・潟上・南秋医師会、薬剤師会、訪問看護師、介護保険事業所等の医療・介護の専門職を委員として、在宅医療と介護を一体的に提供する体制の構築及び医療機関と、介護事業所等の関係機関の連携を推進するために、年4回の推進会議、多職種協働研修を行っております。

市内の医療・介護・福祉施設の関係者が参加し、情報を共有する機会を持つことで連携がスムーズに行われ、対象となる高齢者や家族の在宅での生活が不安なく継続できることにつながっております。また、医療・介護・福祉連携推進事業として、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築支援、医療・介護関係者の情報共有の支援の取り組みとして、県医師会が主体となり、ICTを活用した在宅医療・介護ICT連携促進事業を令和3年度からの実施予定となっております。この事業は、モバイル端末（パソコンやタブレット）を使い、利用する高齢者を中心に、かかわる医師、介護事業者、家族が本人の生活や思いを入力することで、タイムリーに情報を共有し地域や在宅での生活が継続される事業として推進されております。

ご質問の社会的処方の導入については、今後国、県の情報、具体的な内容等が示された際に判断してまいりたいと思っております。

ご質問の2点目、健康づくりを行っている自主サークルに支援策はについてお答え致します。

本市では、健康づくりを行っている自主サークルへの支援策として、相談があった際は、相談者のニーズに合わせ、講師の紹介や事業の進め方などの助言や指導を行ってお

ります。また生活習慣病予防教室や介護予防教室、またトレイクかたがみでの各種運動教室を開催しておりますが、受講終了者が自主的な健康づくりサークルを立ち上げ、継続して活動できるよう今後も支援してまいります。

ご質問の3点目、生活習慣病のある40歳以上の人向け運動プログラムを紹介する事業の展開についてお答え致します。

例年、市では、生活習慣病予防教室を開催しております。生活習慣病予防教室では、市の特定健診を受診された人で、支援基準に該当となった人への参加の呼びかけを行っており、対象外の人も参加ができるよう、広報等で広く参加の呼びかけを行っております。また、日中仕事で教室に参加できない人には、夜間、休日でも利用できる施設としてトレイクかたがみを紹介しております。今後も個々のライフスタイルに合わせた運動習慣の定着につながるよう支援してまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員、再質問ありますか。3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 1の①なのですが、任期は1年で会計年度任用職員で、再雇用も可能だということでありました。私なんでこれを申し上げたかということ、やはり、保育の質の向上に向けたアドバイザーの役割というのはすごく大きくて、私も期待はしております。保育の質の向上等に向けて、アドバイザーの役割や期待度というものを大きく思っております。アドバイザーが指導、助言したものをやはり年の途中で引き継ぎができるでしょうけれども、それを引き続いてそのアドバイザーにやっていただきたいという思いもありましたので、これを再雇用できるということであったのであれば、そういうものを見直してというかやっていっていただきたいなという思いで、この1番の①は理解しましたので宜しくお願い致します。

次に、保育の質の向上、課題、事業評価について。事業評価について、あまり答弁いただかなかったような気も致します。令和2年度から令和6年度の計画で、第2次子ども・子育て支援計画に盛り込んでおるということでありましたけれども、毎年度審査評価を行っている、その評価をしてどのような改善策があったのかというものをちょっといただきたいなと思いますので、再度この辺についてご説明いただければと思います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

この子ども・子育て事業支援計画については、先ほど部長からも答弁致しましたとお

り、説明が少し不足で申し訳ありませんで、年度年度の評価ということで、まず令和2年度の評価については令和3年度にまた改めてそれはお示しできるものでございます。いま年度半分少し過ぎましたので、その分についてはこちらで子ども子育て支援会議を経てはおりませんけれども、事務方で評価し検証したもの、本日までのところで先ほど答弁をさせていただきました。繰り返しになりますが、成果としてはやはり議員からご指摘のとおり、このアドバイザーによる各園、これは潟上市立それから民設を問わず、市内全部の園を回ることで、それぞれの研修の成果を各園に持ちまわることができたり、それから公開保育によってそれを検証できたりということがまず1点ございました。そして課題については、その制度が平成27年度から変わってからのその浸透度、それぞれの各園、先ほど議員からは各園にカラーがあってというような重いお言葉もありました。それはいい面それから課題である面あろうかと思えますけれども、そういったところを保護者の方々が安心してお預けいただけるような園経営になるように、そういったことについては法改正の趣旨も踏まえて、不易と流向の流向の部分。それから不易の部分しっかり安心してお預けいただける、子どもたちが安全安心に成長できる、安全のその保育、教育の場を提供できるといったことに関して、そのアドバイザーが訪問することによって、これまでよりもそれぞれの園であるよりも、アドバイザーが訪問することによって、そしてアドバイザーが訪問したあと必ず月例の園長会議、主任会議にまたアドバイザーが出席して、毎月の成果、課題をそこで共有し、各園長そして主任たちが各園に持ち帰ります。そういったことを繰り返していく中で、必ず私どもは成長していかなければならないと思っており、先ほどは、その年度の途中でありますので、そういった課題の状況にあるということについてご答弁させていただきました。

以上でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） アドバイザーが訪問して課題を持ち帰って、それを協議していくということでありましたけれども、そのアドバイザーがどこまで課題を持ち込めるかということにも問題があると思うのです。冒頭、私アドバイザーが助言、指導を行っても、聞き入れていただけないのではないかとということを危惧しております。というのは、この保護者の声がやはりどこまで届いているかということ、ほとんど届いていない状況にあると思うのです。また保育士同士のいろんな問題があっても、それを言えない環境になっているのではないかと。それをどこまで把握していただいているのかなとい

う思いでおりますけれども、その点について何か。年度途中ではありますけれども、評価とか何かはこれから出てくるでしょうけれども、課題の1つとしてどう捉えていくのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） 議員の先ほどの冒頭に、大変思いお言葉をまずいただいたとおっております。保護者の方々のお声を代弁してということでありました。先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、子どもたちが安心して過ごすことができる園というのは、これはやはり保護者の方々、ご家庭の方々、この園であれば安心して預けることができるといった安心感を持っていただけるそういった場所でなければなりません。そのために私どもは、このアドバイザー事業ということで、3年間この県の事業に手をあげさせていただいて今2年目ということでございます。その実態によっては、保護者の方々の声が届きづらかったり、それから保育士それぞれの抱えている悩み、課題について、園全体で共有して解決するところはまだ至っていないのではないかとのご指摘をいただき、これも重いお言葉と受け止めております。まさに子ども子育て会議等が、そういった外部の方々、保護者の代表の方であったり子育て支援に関わる団体の方であったり、そういった方々の代表の方々にご評価いただくのですけれども、その会議でご検証いただく前に、今議員からお話のあったように、本当に日常にお預けいただいているその保護者の方々のお声であったり、その実際に子どもたちの保育に携わっている保育者であったり、そういった課題をできるだけ速やかに吸い上げて、それを共通の課題として解決していく体制ということの解決のためにこのアドバイザーの活用もその一つとしてあるわけで、その課題の解決にまだまだ至っていないのではないかとのご指摘をご指導を本日賜ったと改めて認識しております。これは、それぞれの園やアドバイザーの問題ではなく、私をはじめとした、このことに関わるすべての事務方であったり園の職員であったりアドバイザーであったり、みんなでまたこの課題を共有して、そしてどういったことが今私どもが変わっていかなければならないかということについては、改めて協議をしたうえで一つひとつ保護者の方々のご不安を解決できるように、そして子どもたちによりよい保育を提供できるように、保育者がよりよい保育に向けてチームで臨んでいくことができるような体制を、このアドバイザー制度も活用しながら、私がまず先頭に立って変わっていきたいということを改めて思いましたので、今後ともご指導を賜ればと思います。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 教育長、ありがとうございます。私やはり、アドバイザーとその当局の関わり方、情報共有についてやはりもっとやっていただきたいなという思いでおりましたけれども、今教育長からそのようなお言葉をいただきもつともだなど、それが求められる姿勢ではないのかなと思いましたが、引き続き私はそれをやっていただきたいと思しますので宜しくお願い致します。やはり、保育の質の向上というのは大切なのです。繰り返しになるかもわかりませんが、保育者のその一言によって幼児がどれだけ傷つけられた言葉を言われたか、されたかというの、そういう声も私伺っております。そのときに、やはり忙しい中ご飯の支度をしながらそういう言葉を聞いて、どんな思いを保護者がしているのかなという思いも込めまして、改善を本当にしていただきたいなという思いでおりますので、その点宜しくお願い致します。

小さな③、人材を失ったことに対してに移りたいと思います。

本当に残念でなりません。この途中半ばというか10月1日付けで退職しますというのを園からお便りをいただいてきました。また憂慮いただいて、なおかつ風除室の外に貼り紙が出されておりました。10月1日からの園児の担任ですという表が貼られておりました。いまさら何なのでしょうかという思いで私は見させていただきました。手紙をいただいてあるのであれば、担任が代わったわけではないので、それをあえてまた貼りださなくてもいいのではないかという思いでもおりました。すごい心がないのかなと。その一身上の都合により退職致しました、それ以上のことは踏み切れませんという答弁でありましたけれども、その一身上の都合は何なのですか。そういうところまでやはりきちんと話を伺う体制というものが私は一番必要じゃないのかなと。本当にきついことを言うようなことを言っているかもしれない。でもやはり、大切なそれこそ本当に人材を失ったのです。保育士不足で待機児童がいるというこの潟上であって、やはりその保育士人材確保のために毎月毎月募集をかけているわけです。それでも集まらないのに、何でその大切な人材をそこで失うことをするのかということ、再度やはり一身上の都合でという理由ではなく、きちんとした理由があって退職するような方法に持っていかななくてはならない、導かなくてはならない立場ではないのかと思っておりますので、再度その点についてお伺いしたいと思っております。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

改めまして、このことにつきましてご不安な思い、いろいろな辛い思いをおかけしたということをお聞きして、心からかたじけなく思っているところでございます。今ご指摘いただいているのが10月1日付けということで、そのことについては理解致しました。ただ、退職については、先ほど部長からも答弁致しましたが、理由についてはこちらでは承知していますが、ここで申し上げるのは差し控えます。ただその私が申し上げられる範囲で申し上げれば、非常に優秀な職員でありますから、そういったことを自分がそういった決断をしなければならぬ状況になったときに、個人的なそういった自分が退職するということが、その影響がどういうことがあるかということ、ぜひいぶん事前に私をはじめ管理職の方にたびたびご相談をいただいて、相談を重ねたうえでということだったので、これについては、本人の風除室に一身上の都合でと貼りだされていたということで、私もその現場まで確認しておりませんでしたものから、配慮がなかったというご指摘でしたので、それについてはご心配をかけたことについては理解致しました。そして申し訳なく思います。ただ、私から申し上げられることは、そういったことが個々人のご事情はあるにしても、今後園の経営の改善そういったことを園長会議、主任会議そしてそれぞれの職階に応じたアドバイザーの活用によって、いろいろな研修が今動き始めているところでございます。自分たちそれぞれの職階に応じて果たすべく職責、目指すべき教育・保育の方向そういったことが今発達途上にあるとすれば、これからさらによい園の環境づくり、それは子どもさんに対する環境の提供が第一ですけれども、もちろんその保育者の方の勤務環境といえますかそういったことも含めて、私たちは改善していく途中にありますので、退職者についてはご指摘いただいたとおりでございますけれども、また今後私どもはそういったことを課題を共有して進んでいる状況にあるということもご理解いただき、また今後ともお見守りいただき、いつでもすぐにお気づきの点をご指導、ご指摘いただければと思います。

最後に、こういったふうにご指摘いただくことで、いつも子どもの子育て支援についてしっかりご指摘いただくことで、私たちはすぐにPDCAサイクルと言いますが、それが先ほど1年と言いましたが、そうではない、日々そういうことは、今日見つけたものは明日改善できるものもあるわけです。今日のうちに改善しなければいけないこともあるわけです。ですので、ご指摘いただいたことを真摯に受け止めて、私たちは成長してまいりますので、今後ともご指導いただきたいと思います。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 待機場所についてに移りたいと思います。

私通告文を提出した翌々日に、屋外から風除室内へと変わっておりました。その日たまたま私孫を迎えに行く日でしたので、居合わせた保護者の方たちの笑顔をやはり、いやあ、今まで寒かったものねと、これからどうしようと思っていましたというような、本当にそういう声が自然と飛び交ったのです。やはりそういう、すぐ解決できるので質問の域ではないよということも捉えられるのかなと思ったのですけれども、先ほど私も、おっしゃったようにその保護者の心というか、そういうものをちょっと感じ取っていただきたいなと思ってここでまた質問させていただいたのです。どれだけ急いで子どもを迎えに来るか、そのあと食事の支度をするわけです。冷え切った体で食事の支度をする。子どもの話を聞く余裕もないかもわかりません。そういう状況をつくっていただきたくないという思いで、やはりこれは心がないというかそういう配慮が必要ではないかということで質問させていただきました。これ改善したのでよしとしますけれども、ただそれ1点だけお話をさせていただきます。

次、天王こども園（仮称）なのですけれども、開園時における保育士が緩和されます、それに対しての受け入れ人数は何人でしょうかと私お尋ねしたつもりだったのですが、答弁としては、0歳児18人、1歳児、2歳児それぞれ40名ずつですということでありました。これ、保育士が緩和されてどのくらい人数が受け入れていただけるかどうなのか、それについてもう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまの答弁にお答え致します。

質問の趣旨をちょっと理解していなくて大変申し訳ございませんでした。それで、天王こども園（仮称）の受け入れの児童数、子どもの数を、12月1日現在の3園の児童数と、現在雇用されている保育士数を元にまず推計したところ、あくまでも現時点での推計でありますけれども、保育士には2名の余裕ができると見込まれました。これを踏まえすと、3歳児未満児については最大で12人、最小で9人の受け入れが可能となるという推計となります。ただし、新規の入園の0歳児の入園数がまだ不透明であることや、保育士数の増減もこのあと当然あると思いますので、数値の増減がありますことをご了承願いたいと思います。

以上であります。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 厚労省のホームページに、各市町村における待機児童解消に向けた取り組み状況、見える化について、本市でも子育て安心プラン実施計画を提出しております。今年度は待機児童がいますけれども、来年度は0という形で計画書を提出してありました。ご存知じゃないですか。厚労省のホームページに、各市町村における待機児童解消に向けた取り組み状況、見える化について、本市でも、子育て安心プラン実施計画を提出してありました。それで今年度は待機児童がいますけれども、来年度は0ですとなっていました。保育士が任命緩和されて受け入れ態勢も整っていった、また民間の保育園ができるという形で待機児童0にはなると思うのですけれども、先日妊婦さんとお話する機会がありまして、妊娠したのは嬉しいのですけれども、待機児童が問題でねと、その妊婦さんからそういう言葉が出てくる、潟上市は待機児童がいるのだよというそういう頭になっている形でありますので、待機児童はどうかちょっとその辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

待機児童の件であります。先ほどの推計の際にも待機児童の関係もあわせて推計しております。現時点の推計としましては、天王地区、二田、湖岸の待機児童は解消されると見込まれております。また、今菅原議員からもお話がありましたが、我々の方でも行政報告でも報告しましたとおり、追分地区への2つの民間の小規模保育施設の開校もありますので、あくまでも数字上では待機児童は解消されると考えております。

以上であります。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 数字上では解決するということでありましたけれども、実際に解決していただきたいと思っておりますので、引き続き宜しくお願い致します。

大きな2点目。社会的処方に移りたいと思っております。

社会的処方の1番、令和3年度概要要求、保健局関係で、社会的処方のシステム構築を目指すこととされております。健康寿命が延伸に向けた予防、健康づくりとして、保険者とかかりつけ医共同による加入者予防健康づくりの実施方向づけをしております。今後、社会的処方を導入していかなければいけない状況にあるのではないかと思いますけれども、その導入する、しないに関しての答弁がなかったように思いますけれども、その件について再度お尋ね致します。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

社会的処方導入につきましては、国の方からまだ正式な細かい部分が示されておりませんので、いずれ示されましてから内容等精査したうえで、これは医師会とそれから行政それから福祉関係の事業所、介護事業所等の連携が必要になってまいりますので、そういった方々と相談をしながら、導入に向けて検討してまいりたいと思っておりますので宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 前向きに検討するというような答弁であったかと思っておりますので、どうか前向きに検討していただければと思います。これは高齢者の孤独を防ぐということで、日中の居場所確保と日常生活支援の必要性について社会的処方が必要だということですので、その辺についてまた検討していただければと思いますので宜しくお願い致します。

②自主サークルについて。この先ほどの答弁では、健康づくりを行っている自主サークルについて、ニーズにあわせた助言とか講師の依頼等については支援していくということでありました。これは、サークルが長続きするには重要な支援と思っておりますので、引き続き宜しくお願いしたいと思います。それでこのサークルなのですから、社会的処方として、このサークルを活用するというそういう考えはいかがでしょうか。その点についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

最初の答弁の中で、令和3年度から県の医師会が主体となって、ICTを活用した在宅医療介護ICT連携促進事業を実施すると申し述べましたが、これは言葉を変えますと、社会的処方を先取りした形で、これまでですと、地域包括ケアシステムというのをご存知のとおり行政が主体になりまして、医療、福祉、介護を連携させるというものでございますけれども、この社会的処方につきましては、医師が中心になりまして、社会的な健康増進につながるような資本、資材そういったものを把握して、介護者それから行政側と情報を共有して、患者さんのためになるものを医師が主導して進めていくとい

う事業でありまして、いずれにしろ目的は一緒でありまして、地域包括ケアシステムの目的もそれから社会的処方目的も、医師が指導するか行政が指導するかで違うのですけれども目的は同じでしょうということで、この社会的処方も、地域包括ケアシステムの中でまた連携をしながら進めていかなければならないとなっていることをございます。この自主サークルの活用とありますけれども、自主サークルがどれくらいの、健康増進に関する事業を行っているかということをもまず把握する必要がありますので、そういった形で利用できる資源、そういったものが自主サークル内であるのであれば大いに利用したいと考えてございますが、今のところは潟上市においても様々な介護事業所等がありますし、それから先ほど言いましたように医師、薬剤師会等4医師会のほかに健康運動指導士とかそういったたくさんまだまだ医療の資格を持った方々がおりますので、そういった方々と連携をしながらまずそれを活用しながら進めていきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 自主サークル、私わかる範囲内では、命の貯蓄体操というものとロコモ体操。それで命の貯蓄体操というのは、近所の方が先に立ってやっていたらしゃるので、そこにちょっとお話を伺いにいきました。ロコモ体操は、潟上市が主催としてトレイクかたがみで何回か講習というかそういうものをしていただいたのだそうです。体操。それでそれをなくすのはもったいないねということで、その受講した人たちが毎週水曜日午前中集まって、その体操を自主的にやっているというものでありました。命の貯蓄体操というのは、合併前の各町村であったり、そういうときに国保連が先に立ってそういうものを斡旋してやってきたサークルだったそうなのですけれども、それを未だに引き継いでいて、命の貯蓄体操は組織化されていて、年会費を集めながら自分たちで自主的に講習を受けにいたり、またいろいろ活動しているということでありました。そのほかにKBCと言って、微笑クラブだか何かというクラブがあるという、私が知る限りでは3つありました。ただ、そういう健康的な自主サークルということで、健康延伸に向けての活動というのは間違いありません。それで仙北市の例をとりますと、地域包括支援センターが窓口になって、その自主サークルに対して活動内容によって10万円を上限に5団体に助成金を出しているという例もありますので、健康延伸に活用しながら、そういう人たちを大切にしながら助成金を出していくという考えについて再度お尋ね致します。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、健康サークルでございますけれども、菅原議員がおっしゃったように、トレイクかたがみにおきまして実施されました各種教室そういったものを波及させまして、自立した形で運動を継続してもらいたいということで、行政側のお願いもありましたけれども、自主的な活動をしてもらえるように促した経緯がございますし、またこれからもそういった様々な介護予防を中心としました健康増進事業を実施しておりますので、そういった終了した方々に対しては、やはり継続して自主サークルを立ち上げながら活動するよというということで、これも支援を続けていきたいと考えております。自主サークルに対する金額的な財政的な援助ということになりますけれども、議員ご承知のとおり、潟上市におきましては健康生活推進協議会というのがございまして、各自治会で組織されております保健会をトップと致しまして、健康生活部会それから結核予防部会、食生活改善部会、母子愛育部会というふうな各部会に分かれまして、様々な分野によって年間を通じた活動を実施しているというところで、この健康生活推進協議会には、毎年行政側から約250万円ほどの補助金を交付して、各分野においての活動を長年にわたって継続させていただいております。菅原議員がおっしゃった個別、小さいグループになるかと思うのですけれども、やはり自主サークルでございますので自主的な活動が中心になりますので、必要に応じてはそういった財政的な援助というものもあるかもしれませんが、今のところは潟上市ではそういった財政的な援助というのは考えておりませんが、さらにそういった自主サークルが数多くできまして、そういった協議会的なものができるような大きなまとまりになった場合には、やはりそういった援助というものもあつてしかるべきかなと考えてございますけれども、まず今の現状のままのサークル活動を継続して実施していきながら、個人の健康増進それから波及する形で、それに関わる方々の健康増進につながるような活動を続けていただければなと思っております。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 最後になりますが、健康寿命延伸は医療費や介護費用の削減等にもつながる重要課題であります。指定管理者の件で初日、市長は健康寿命延伸こそが政治姿勢の1つでもあるようなことをおっしゃっておりました。まさしく社会的処方導入によりつなげていくきっかけになると思っておりますがいかがお考えでしょうか。市長、宜

しくお願い致します。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

社会的処方、日本においては極めて新しい概念と、それも行政に導入したのは今回の方のご指摘のとおりでありましたけれども、担当部長の方からお答えしたとおり、これが一体どのような形で私ども市町村、自治体が推進していくかということは、まだ実は何も触れられていない。少し申し上げますと、この社会的処方イギリスのものです。イギリスの場合、以前医療制度の中で大きく舵を切った部分があると記憶しております。それは、いわゆる病気になってから医者にかかった場合に対して、日本の場合は点数制と言ってそれで診療報酬等が決まってくる。イギリスの場合はその予防医療、かかりつけ医が予防医療に関わった場合でも、きちんとした対価を支払うシステムがほぼできつつあると。私は、ああ、素晴らしい制度だなと思いながら聞いた覚えがありますけれども、やっと日本もそちらの方に舵を切ってきたのかなということでありましたし、県医師会において令和3年度から導入するこのICT活用したものは、たぶん県医師会の方でそういった状況も先取りしてやろうとしているものであって、私は素晴らしい取り組みではないかなと思っています。いずれにしても厚生労働省からだと思いますけれども、そういったものが私どもやっている包括ケアシステム、支援システムのそういった部分のどこの部分を担い、誰がどうするのかというようなところのいわゆるアウトラインを出していただかないと、我々も検討のしようがないということがございます。ただ、この考え自体には私は非常に共感する部分が多いですので、そういったものが示された段階で、またこういうものが示されましたというようなことを議会の方にも情報提供しながら、もしそこに何かの形で財政措置を伴うということであればまた議会の方に相談して、こういった取り組みについては進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） ありがとうございます。

これにて一般質問を終了させていただきます。

○議長（西村 武） これをもって3番菅原理恵子議員の一般質問を終わります。

本日の日程はこれですべて議了致しました。よって本日はこれで散会します。

なお、明日12月3日木曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集のほど宜

しくお願い致します。

本日は大変ご苦勞様でございました。

午後 3時34分 散会